

令和元年第3回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9	10	火	午前10時	・ 開会 ・ 会議録署名議員指名 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 町長提出議案の一括上程 ・ 町長提出議案の提案理由説明 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		11	水	午前10時	・ 一般質問
第3日		12	木	休 会	・ 各常任委員会
第4日		13	金	午前10時	・ 各常任委員会報告及び質疑 ・ 議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・ 閉会

第 1 号

9 月 1 0 日 (火)

令和元年第3回美里町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月10日（火）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 8番 吉田 起登 議員 9番 上村 則幸 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 （1）議長

（2）町長

（3）監査委員

（4）宇城広域連合議会議員

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第51号から議案第72号及び報告第4号）

日程第5 町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第51号 専決処分事項（令和元年度美里町一般会計補正予算〔第3号〕）
の報告及び承認を求めることについて

日程第7 議案第52号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例の制定について

日程第8 議案第53号 美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について

日程第9 議案第54号 美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第10 議案第55号 美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改
正する条例の制定について

日程第11 議案第56号 平成30年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議案第57号 平成30年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第13 議案第58号 平成30年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第59号 平成30年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議案第60号 平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

- 日程第16 議案第61号 平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第62号 平成30年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第63号 平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 報告第4号 平成30年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第20 監査委員の意見書説明
- 日程第21 議案第64号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第65号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第66号 令和元年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第67号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第68号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第69号 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第70号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

2. 出席議員（12名）

1番 高田美千子君	2番 光井博幸君
3番 今田政行君	4番 坂田竜義君
5番 上田孝君	6番 松永正憲君
7番 中川政司君	8番 吉田起登君
9番 上村則幸君	10番 福田秀憲君
11番 濱田憲治君	12番 吉田美好君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	吉 永 公 力 君	総 務 課 長	宮 寄 幸 仁 君
企画情報課長	下 田 幸 輔 君	税 務 課 長	田 上 和 則 君
住 民 課 長	山 田 輝 臣 君	福 祉 課 長	中 村 武 志 君
健康保険課長	松 永 栄 作 君	経 済 課 長	富 永 英 司 君
林務観光課長	高 田 浩 幸 君	建 設 課 長	長 井 寿 浩 君
水道衛生課長	北 島 浩 徳 君	会 計 課 長	池 永 英 治 君
学校教育課長	坂 村 浩 君	社会教育課長	中 川 幸 生 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長	倉 田 辰 実 君	書 記	津 田 里 美 子 君
---------	-----------	-----	-------------

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） ただいまから、令和元年第３回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（吉田美好君） 日程第１、会議録署名議員指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、８番、吉田起登君、９番、上村則幸君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（吉田美好君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

８月２９日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、濱田憲治君。

○議会運営委員長（濱田憲治君） おはようございます。

それでは、令和元年第３回議会運営委員会委員長の報告をいたします。

去る８月２９日午前９時３０分より、中央庁舎議会委員会室において、令和元年第３回議会運営委員会を開催をしました。

出席者は議会より、吉田美好議長、今田総務常任委員長、上田経済建設常任委員長、坂田社会文教常任委員長と私、濱田、執行部より、上田町長、吉住副町長、宮寄総務課長、事務局より、倉田事務局長と津田参事出席のもと開会をいたしました。

議題としまして、（１）執行部提出議案について、（２）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、（３）一般質問について、（４）日程・会期等について、（５）その他を議題としました。

まず、（１）の執行部提出議案について、専決処分事項１件、条例関係４件、平成３０年度決算認定８件、令和元年度補正予算７件、その他３件、合計２３議案の説明を受けております。

次に、（２）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について、令和元年５月３０日以降、令和元年８月２７日までに２件の請願・陳情等を受け付けております。

受付番号１、日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採決を求める陳情書。

受付番号２、令和元年８月１９日受付、教職員定数改善と義務教育国庫負担制度

2分の1復元を図るための意見書の提出についてが提出されております。

議会運営委員会としましては、受付番号1は不受理とし、受付番号2、坂田竜義議員から提出された「教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元を図るための意見書」の提出については受理し、議会最終日、議員発議第3号とし、提出者、坂田竜義議員、賛成者、福田秀憲議員で「教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元を図るための意見書」案を審議するように決定しております。

次に、(3)一般質問について、受付順で福田秀憲議員、坂田竜義議員、高田美千子議員から通告があっており、質問順については抽選の結果、最初に坂田竜義議員、次に福田秀憲議員、最後に高田美千子議員の順番に決定しております。

次に、(4)日程・会期等について、執行部提出議案23件と一般質問者3名及び各常任委員会の開催を考慮し、会期を会期予定表(案)のとおり、9月10日より9月13日までの4日間と決定しております。日程の内容につきましては、議案集の令和元年第3回美里町議会定例会会期予定表(案)のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和元年第3回美里町議会定例会議事予定表(案)より、日程第3、諸般の報告、日程第4、町長提出議案一括上程(議案第51号から議案第72号及び報告第4号)をし、日程第5、町長提出議案の提案理由説明を受け、日程第6、議案第51号「専決処分事項(令和元年度美里町一般会計補正予算[第3号])の報告及び承認を求めることについて」から、日程第10、議案第55号「美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改正する条例の制定について」、内容説明・質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第11、議案第56号「平成30年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第18、議案第63号「平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の内容説明を行います。質疑・討論・採決は議会最終日9月13日に行います。

次に、日程第19、報告第4号「平成30年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、日程第20、監査委員の意見書説明を行います。

次に、日程第21、議案第64号「令和元年度美里町一般会計補正予算(第4号)」から、日程第27、議案第70号「令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」の内容説明を行います。質疑・討論・採決は議会最終日9月13日に行います。

9月11日は、一般質問を行います。質問順につきましては、坂田竜義議員、福田秀憲議員、高田美千子議員の順番で実施します。

9月12日は休会とし、各常任委員会を実施いたします。

9月13日、議会最終日は、各常任委員会の委員長の報告及び質疑を実施しま

す。その後、議案第56号「平成30年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第63号「平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を再度上程し、内容説明は既に終わっているので、質疑・討論・採決を行います。その後、議案第64号「令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第70号「令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を再度上程し、内容説明は既に終わっているので、質疑・討論・採決を行います。次に、議案第71号「小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について」、議案第72号「砥用中学校空調機設置工事請負契約の一部変更について」の内容説明を受け、質疑・討論・採決を行います。次に、発議第3号「教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元を図るための意見書の提出について」内容説明を受け、質疑・討論・採決を行います。

以上が、8月29日に行われました議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わりますが、一部訂正箇所が出ておりますので、私のほうから訂正をしたいというふうに思っております。

受付番号1、日本政府に対して国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の「採決」と言われましたが、「採択」を求める陳情書ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議会運営委員長（濱田憲治君） 失礼しました。採択をお願いします。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日9月10日から9月13日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月10日から9月13日までの4日間に決定をいたしました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田美好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から6月定例会以降の報告を行います。

6月20日、令和元年度主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進期成同盟会総会に出席をいたしております。これは南阿蘇村役場で行われております。

6月21日金曜日でございます。第2回指定管理者選定審議会、これが砥用庁舎

で行われまして、私と上村議員が出席をいたしております。

同じ日、宇城広域連合議会臨時会事前打合せが議長室で行われましたので、私が出席をいたしております。

6月26日水曜日でございます。美里町人権教育推進協議会総会が中央公民館で行われましたので、私と坂田議員が出席をいたしております。

そののち、美里町青少年育成町民会議総会が同じく中央公民館で行われまして、私と坂田議員が出席をいたしております。

6月27日木曜日でございます。第5回広報委員会が委員会室にて行われまして、福田委員長、高田副委員長、私、それに各常任委員長さんが出席ということでございます。

7月1日月曜日、熊本県町村議会議長会会長が来訪されましたので、応対をしております。これは議長室で行っております。

同じく2日火曜日、県道小川・嘉島線整備促進期成会の監査が砥用庁舎で行われておりまして、9時から私が監査を行っております。

同じく2日、令和元年度椎葉・矢部・砥用線整備促進期成同盟会理事会が砥用庁舎で行われまして、私と上田議員が出席をしております。

同じく、令和元年度椎葉・矢部・砥用線整備促進期成同盟会の総会が砥用庁舎で行われまして、私と副議長、それぞれ各常任委員長さんが出席ということでございます。

5日金曜日、宇城広域連合議会の臨時会が宇城広域連合で開かれまして、私と光井議員が出席をいたしております。

8日月曜日、常任委員長・議会運営委員長研修ということで、これはグランメッセで行われまして、私と副議長、それに各常任委員長さんが出席ということでございます。

9日火曜日、令和元年度かぼちゃ研究会の通常総会が中央庁舎で行われて、出席をいたしております。

同じく9日、第3回指定管理者選定審議会、これが砥用庁舎で行われまして、私と上村議員が出席でございます。

10日水曜日、宇城地区食品衛生協会中央支会通常総会が商工会中央支所で行われまして、出席をいたしております。

同じ日、令和元年度九州中央自動車道建設促進協議会総会が県庁で行われまして、県の会長代理として私が出席をいたしております。

同じく10日、国道445号整備促進期成会総会、これは人吉市で行われておりまして、私のほうがダブりましたので、濱田副議長に代理出席をお願いしております。

す。

12日金曜日、宇城地区防犯協会評議員会議が宇城警察署で行われて、出席をいたしております。

16日火曜日、宇城地区保護司会定期総会が宇城広域連合で行われまして、私が出席をいたしております。

17日水曜日、令和元年第3回議会臨時会が議会議場で開かれまして、全議員出席ということでございます。

7月20日土曜日、第42回ふるさと祭り、中央小学校体育館で行われております。雨のためにパレードは中止となっておりますが、体育館行事のほうに出席をいたしております。

24日、令和元年度美里町民生委員推薦会議が砥用庁舎で行われまして、私と中川議員が出席ということでございます。

24日、同じく24日、社会を明るくする運動町民の集い、これが文化センターで行われまして、全議員に案内がいていたものと思っております。

26日金曜日、緑川森林組合令和元年度通常総会が山都町で行われまして、出席をいたしております。

27日土曜日、霊台橋祭り、これは桑鶴集会所で行われまして、出席をいたしております。

29日月曜日、熊本県町村議会議長会正・副会長会議が自治会館で行われまして、出席をいたしております。

30日火曜日、令和元年度国道443号整備促進期成会通常総会が熊本テルサで行われまして、出席をいたしております。

8月1日木曜日、熊本県町村議会議長会第2回理事会が自治会館で行われまして、出席をいたしております。

4日日曜日、第28回美里町ナイター陸上記録会、総合運動公園グラウンドで開かれまして、出席をいたしております。

5日月曜日、令和元年度町村議会議長・副議長研修会が自治会館で行われまして、私と濱田副議長が出席をいたしております。

16日金曜日、やまびこ祭り造りもの審査ということで、旧砥用市街地で行われまして、この審査に参加をいたしております。

17日、やまびこ祭り、これ旧砥用市街地で行われまして、全議員出席ということでございます。

23日金曜日、主要地方道小川・嘉島線整備促進期成会総会が甲佐町で行われまして、出席をいたしております。

26日月曜日、小学校運動部活動社会体育移行検討委員会が中央公民館で開かれまして、私が出席をいたしております。

27日火曜日、令和元年度阿蘇くまもと空港国際線振興協議会総会が熊本テルサで行われまして、これも県の会長代理として私が出席をいたしております。

29日木曜日、令和元年第3回議会運営委員会が委員会室で行われまして、議会運営委員さん方と私で出席をいたしております。

31日土曜日、第32回美里少年野球美里大会、これは総合運動公園グラウンドで予定をされておりましたが、雨天のためこれはもう中止になっております。

9月3日、美里町土地改良区施設見学会、これは砥用庁舎と現地ということで、開始式のみ私は出席をいたしました。なお、夜はまた反省会のご案内がありましたので、出席をいたしております。

9月7日土曜日、第34回中学校野球美里大会、これは総合公園グラウンドで行われまして、出席をいたしております。

昨日、9月の9日月曜日、宇土・宇城・下益城県民体育祭採火式が松橋神社で行われまして、出席をいたしております。

それから、10日が本日、令和元年第3回議会定例会ということでございます。

以上、私の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、私のほうから6月の定例会以降の諸般の報告をさせていただきます。なお、非常に多くなっておりますので、要約して報告を申し上げます。

6月16日、レッドブルの白龍走に出席をいたしております。

6月17日、美里町青色申告会の通常総会。夜には、警察官友の会宇城支部通常総会に出席をしております。

6月18日、新規採用職員の研修をしております、その意見交換会を夜開催をしております。

6月の19日、宇城地域木材需要拡大協議会の通常総会。

6月の21日、熊本宇城農業協同組合の通常総代会。

6月の22日、熊本県議会議長就任を祝う会。

6月の23日、美里町ひとり親会の通常総会。

6月の25日、産業連携協議会のセミナー、それぞれ出席をいたしております。

6月の26日、社会福祉協議会の評議員会。その後、社会福祉協議会の理事会。そのあと、美里町人権教育推進協議会の総会。そのあと、美里町青少年育成町民会の総会。そしてそのあと、社会を明るくする運動の美里町推進委員会にそれぞれ出

席をいたしております。

6月の27日、美里町の嘱託会の役員会がっております。

7月の2日、社会を明るくする運動の趣意書の伝達式に出席をしております。そのあと、椎葉矢部砥用線の整備促進期成同盟会の理事会。そのあと、椎葉矢部砥用線整備促進期成同盟会の総会に出席をし、夜は、町内医療機関の会議に出ております。

7月の4日、宇城地区食品衛生協会の砥用支会の総会。夜は、花鉢物部会の総会に出席をいたしております。

7月の5日、宇城地域農業活性化協議会の総会。そのあと、宇城広域連合議会の臨時会に出席をいたしております。

7月の9日、美里かぼちゃ研究会の総会。その後、熊本地震の復旧・復興会議。そのあと、熊本県道路利用者協会の理事会。そしてそのあと、JA熊本うきの栗部会の通常総会に出席をいたしております。

7月の10日、まち・ひと・しごと総合戦略会議の委嘱状の交付及び諮問を行っております。そしてそのあと、人吉で行われました三期成会の合同定期総会に出席をいたしております。

7月の11日、歩くネットワーク組織設立検討会、熊本県庁で開催されて出席をいたしております。

7月の12日、宇城地区防犯協会の評議員会。そのあと、宇城地域肉用牛振興協議会の総会に出席をいたしております。

7月16日、宇城地区保護司会の定期総会。

7月の17日、令和元年第3回美里町の議会臨時会に出席をいたしております。

7月の19日、若宮神社の夏祭り。

7月の20日、ふるさと祭り、雨で縮小しての開催となりました。ふるさと祭りに出席をいたしております。

7月の21日、いや川水源の祭り。

7月の23日、宇城上益城地域統一畜産共進会の総会。

7月24日、社会を明るくする運動町民の集いに出席をいたしております。

7月の25日、上京をいたしまして、熊本県簡易水道協会の要望活動を関係省庁に対して行っております。

次の日、帰りまして、JA熊本うきの砥用干柿部会の通常総会に出席をいたしております。

7月の27日、霊台橋祭り。

7月の28日、砥用地区の真宗七ヶ寺連合会の夏季教養講座に出席をし、その

後、東部土地改良区の猿渡頭首工の水天宮祭に出席をいたしております。

7月の30日、国道443号整備促進期成会の通常総会。

7月31日、上京いたしまして、緑川改修期成会の要望活動を関係省庁に対し行ったのち、それぞれの選挙区出身の国会議員の皆さんと意見交換会を行っております。

8月の2日、美里町土地改良区の理事会。そのあと、教職員全体研修会後の意見交換会に出席をいたしております。

8月の3日、萱野ふれあい祭り。

8月の4日、美里町ナイター陸上記録会。

8月の6日、献血功労団体の表彰伝達を行っております。

8月の8日、全国過疎地域自立促進連盟の熊本県支部の総会に出席をいたしております。

8月17日、やまびこ祭りグラウンドゴルフ大会の開会式。そして、夕方から、やまびこ祭り。やまびこ祭りのあと、桜の丘の夏祭り大会に出席をいたしております。

8月19日、熊本県治山林道協会の理事会。

8月の20日、夏水用水の取水口の現地視察を行っております。

8月22日、決算審査報告を受けております。そして、午後から、健康を守る婦人の会宇城支部の大会に出席をいたしております。

8月23日、主要地方道小川嘉島線期成会の総会に出席をし、夜、町林業研究グループの総会。その後、宇城放牧利用組合の総会。そして、消防団の幹部の意見交換会に出席をいたしております。

8月27日から28日まで、宇城広域連合の正副連合長研修といたしまして、香川県の三豊市に視察に伺ったところです。

8月の29日、議会運営委員会。そして、午後から熊本県治山林道協会の総会。

8月30日、熊本県河川海岸防災協会の通常総会に出席をいたしております。

9月です。9月の1日、畝野支部の体育祭。そして、そのあと、豊富支部の運動会に出席をいたしております。

9月の2日、町の畜産育成管理品評会に出席をし、表彰を行っております。

9月の3日、美里町土地改良区の施設見学会の出発の式に出席をし、夜は、施設見学会の反省会に出席をいたしております。

9月の4日、熊日金婚夫婦の表彰式に出席をし、表彰を行わせていただきました。

9月の5日、肉用牛の講演会。そのあと、県庁で行われました歩くネットワーク

組織設立検討会に出席をいたしております。

9月の6日、アタック・ザ・日本一の実行委員会。

9月の8日、西部支部の球技大会に出席をいたしております。

そして、昨日9月の9日、県民体育祭宇城地域大会の採火式に出席をいたしたところでございます。

以上で、6月定例会後の諸般の報告とさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。4番、坂田竜義君。

○監査委員（坂田竜義君） 例月現金出納検査の結果の報告を行います。

一応、5月分につきましては、令和元年6月27日、6月分につきましては、7月24日、7月分につきましては、8月22日に行ったところでございます。

地方自治法第235条の2第1項により、令和元年5月分、6月分、7月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によるその結果に関する報告をします。

1、検査対象、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金（計算表は別紙のとおり）

2、検査時期、令和元年6月27日、7月24日、8月22日

検査結果、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認めたところであります。

関係の資料につきましては、次のページからありますので、お目通しいただきたいと思いますが、直近の7月分についてのみ概要を報告いたします。

後ろから2枚目でございます。

平成31年度7月の出納計算書ということでございますが、合計、前月までの収入額33億5,026万7,260円、本月中の収入額5億3,761万6,887円、累計の38億8,788万4,147円でございます。

支出につきましては、前月までの支出額が16億6,814万4,655円、本月中の支出額9億746万5,009円、累計25億7,560万9,664円ということになっております。収支残金が13億1,227万4,483円でございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。2番、光井博幸君。

○2番（光井博幸君） それでは、連合議会議員の報告をいたします。

令和元年第1回宇城広域連合議会臨時会の報告をいたします。

宇城広域連合議会議員、光井博幸

日時、令和元年7月5日15時05分から行われております。

場所、宇城広域連合 2 階交流プラザ

出席者、宇城広域連合議員 9 名、正副連合長 3 名、執行部から 13 名

続いて、日程に入り、

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期の決定 当日 1 日間になっております。

日程第 3、議案第 11 号 宇城広域連合消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4、議案第 12 号 宇城広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5、議案第 13 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第 6、議案第 14 号 宇城広域連合財産の取得について

この分に関しましては、北消防署の新庁舎耐震建設用地の購入でございます。

日程第 7、議案第 15 号 宇城広域連合財産の取得について

この分の取得については、南消防署救助工作車の購入でございます。

日程第 8、議案第 16 号 工事請負変更契約の締結について

議案については、全て原案のとおり可決されました。

日程第 9、報告第 2 号 平成 30 年度宇城広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 町長提出議案の一括上程

○議長（吉田美好君） 日程第 4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第 51 号から議案第 72 号、及び報告第 4 号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読をさせます。倉田議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、議案書の 2 枚目をお開きください。それでは読み上げます。

議案第 51 号 専決処分事項（令和元年度美里町一般会計補正予算〔第 3 号〕）の報告及び承認を求めることについて

議案第 52 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第 53 号 美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

- 議案第 5 4 号 美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第 5 5 号 美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第 5 6 号 平成 3 0 年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て

次のページをお開きください。

- 議案第 6 0 号 平成 3 0 年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 報告第 4 号 平成 3 0 年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について
- 議案第 6 4 号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 6 5 号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 6 号 令和元年度美里町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 7 号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 8 号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 9 号 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 0 号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 1 号 小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について
- 議案第 7 2 号 砦用中学校空調機設置工事請負契約の一部変更について

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第５ 町長提出議案の提案理由説明

○議長（吉田美好君） 日程第５、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、専決処分事項１件、条例４件、決算認定８件、報告１件、補正予算７件、その他２件の計２３件でございます。

はじめに、議案第５１号、専決処分事項（令和元年度美里町一般会計補正予算〔第３号〕）でございますが、宮の前定住住宅団地の応急給水対策に係る経費、７月１３日から大雨により被害を受けた農用地施設及び公共土木施設の復旧に係る経費といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８８０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を７８億４,６３７万５,０００円とすることにつきまして、専決処分をいたしましたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、議案第５２号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、法律の施行に伴い、会計年度任用職員等に関する事項について、改正が必要な条例１０件の一部改正を行うものでございます。

次の、議案第５３号、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましても、法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等に関して、必要事項を定めるものでございます。

続きまして、議案第５４号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、旧氏ですね、氏等による印鑑登録が可能である旨を追記する一部改正を行うものでございます。

続きまして、議案第５５号、美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、利用料等について改正が必要な条例２件の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第５６号、平成３０年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定から、議案第６３号、平成３０年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定までにつきましては、地方自治法の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

次に、報告第４号、平成３０年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

次に、議案第64号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,007万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億2,644万9,000円とするものでございます。主要内容でございますが、歳入におきましては普通交付税を2億64万8,000円、公共土木施設災害復旧費負担金を1,133万9,000円、特別会計繰入金金を2,960万8,000円、前年度繰越金を3億7,890万8,000円、宇城広域連合負担金前年度決算剰余金返還金を2,627万8,000円、町債を3,865万8,000円それぞれ増額し、社会資本整備総合交付金を1,592万3,000円、財政調整基金繰入金を1億5,710万円、公共施設整備基金繰入金を3,744万円、それぞれ減額いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費におきましては、基金積立金に財政調整基金積立金を2億円、減債基金積立金を3,700万円、公共施設整備基金積立金を3,000万円、熊本地震復興基金積立金を1,872万2,000円、それぞれ積み立てることといたしております。

民生費におきましては、給付費の増により、介護保険特別会計繰出金を1,777万4,000円計上し、衛生費におきましては、水道事業基金積立金を3,000万円、工事に伴う水道布設替えの経費に充てるため、簡易水道事業特別会計繰出金を570万4,000円計上し、宇城広域連合負担金は汚泥再処理センター更新事業の財源組み替えにより2,779万2,000円を減額いたしております。

農林水産業費におきましては、夏水用水路頭首工整備工事測量設計費を500万円、旧釈迦院ダム関連の国道443号改良工事に伴う中地区前田用水改修費を512万3,000円計上し、商工費におきましては、脇瀬橋周辺の桜の伐採及び植栽に係る手数料を330万円計上いたしております。

土木費におきましては、老朽危険空き家等除去推進補助金を950万円、道路維持・改良等に係る用地購入及び流木等補償費を1,600万円、町道維持工事及び測量設計を5,750万円、社会資本整備総合交付金事業費を500万円、河川維持工事費を400万円計上いたしております。

教育費におきましては、老人福祉センター接続部分整備のため、文化交流センター駐車場整備工事費を600万円、今村集会所改修工事費を850万円計上し、災害復旧費におきましては、公共土木施設に係る災害復旧工事費を2,400万円計上、公債費におきましては、町債繰上償還元金及び加算金を377万3,000円計上いたしております。

続きまして、議案第65号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第70号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算

(第2号)までにつきましては、事業補助金や給付費、前年度決算に伴う返還金、基金積立金など、必要経費を補正いたしております。

次に、議案第71号、小型動力ポンプ積載車購入契約の締結につきましては、契約締結につきまして、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決に付すものでございます。

最後に、議案第72号、砥用中学校空調機設置工事請負契約の一部変更につきましても、契約金額の変更につきまして、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決に付すものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長(吉田美好君) 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

—————○—————

日程第6 議案第51号 専決処分事項(令和元年度美里町一般会計補正予算〔第3号〕)の報告及び承認を求めることについて

○議長(吉田美好君) 日程第6、議案第51号、専決処分事項(令和元年度美里町一般会計補正予算〔第3号〕)の報告及び承認を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長(宮寄幸仁君) 議案第51号につきまして、ご説明申し上げます。

専決処分事項(令和元年度美里町一般会計補正予算〔第3号〕)の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により令和元年度美里町一般会計補正予算(第3号)について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。予算を定めるときは、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますが、緊急に宮の前定住住宅団地の水道施設応急工事と7月13日から15日の梅雨前線豪雨により被害を受けた農用地施設及び道路、河川の災害復旧に伴う測量設計委託料の経費につきまして、所要の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第1号の専決処分書でございます。

令和元年7月26日に専決処分をいたしております。

別冊の補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

専決第1号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度美里町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億4,637万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年7月26日専決 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書、2の歳入でございます。

款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、歳出の財源といたしまして880万円を計上いたしております。

次に、第3の歳出でございます。最初の枠、款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費の宮の前定住住宅団地応急施設工事費につきましては、水道の濁りが発生し、その工事のため130万円を計上いたしております。

次の枠、款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費の農用地等災害測量設計委託料につきまして150万円と、一番下の枠、項の2公共土木施設災害復旧費、目の2国庫負担災害復旧費の測量設計委託料600万円につきましては、7月13日からの大雨による農地施設及び道路河川の災害復旧に係るものでございます。

以上で、議案第51号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の専決第1号について質問をいたします。

歳出のほうで、4ページですけれども、宮の前定住住宅団地の応急給水工事ということで支出をされております。この宮の前住宅団地については、水道施設の整備ということで、確か予算を当初、だったですかね。予算を確か組んでいたと思います。その中でその工事をするならこの支出はいらないと私は思うんですけども、どうなんでしょうかね。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

今、福田議員おっしゃるように、宮の前定住住宅団地の給水につきましては、以前課題となっておりましたマンガンのろ過機というものを施工しております。その中で、今回この給水工事が発生しますのは、7月20日ぐらいの雨のときに、今までにない白濁の水が発生しておりました。ろ過機は設置をする予定で進めておりまして、今現在、もうろ過機は現地に設置をしておりますけれども、ただその間の、その間の白濁に対する対応処理として応急的に、中央小学校の水を仮に今引っ張っております、それで白濁に対するその水を使わず、中央小の水を仮に使うという対応工事として、この予算を計上したところでございます。ですから、今回の本格的なろ過装置が完成しましたら、その仮給水については止めるということで、応急的に給水管を設置しておるところでございます。これが最低限の工事として一応計上したところではございますけれども、この仮給水の配管はそのうち不要となれば撤去もしますし、万が一のときのためにも、一応配管自体は置いておくことも可能ではございます。ただ、しかし仮ですので、水道基準に基づいた埋設の方式ではやっておりませんので、将来的には撤去になるかと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この宮の前団地の水道の摂水利をやっておりますけれども、この工事の中で処理ができなかったのか。それと、その白濁、濁ったというのは、この工事に起因するような原因があったんじゃないかなという思いも持っておりますけれども、そのあたりはどうなっていますか。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

この仮給水工事につきましては、本格的な今回の工事を発注しておりますけれども、そのろ過装置ができるまでの間は、その現在の水を使わざるを得ない。ろ過装置ができれば現在の井戸水は使えますけれども、この白濁の処理については、その間、何を処理する手立てがないわけでした、そのためにその井戸水を使わずに、白濁の原因がはっきりわかりませんので、その水を使わずに仮給水の中央小側から教育委員会にお願いして水をいただいているところです。最終的には、このろ過装置ができますとその白濁の処理につきましても、一応そのろ過装置で完全に対応できるということで、メーカーのほうに水の水質検査もあげまして、処理対応ができるところで確認はしておりますけれども、何しろろ過装置ができないとそのろ過装

置に水を通せませんので、現在の井戸水をそのまま供給することになってはいかないということで、仮に中央小側の水を使っているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この今回の専決の予算に関しましては、ろ過装置に関してはですね、もう予算を組ませていただいて発注も済んでおります。ですから、そのろ過装置を設置するための予算です。ただ、今回は緊急的に水が濁ったものですから、新たに予算を組ませていただいて、簡易的に水道を引っ張ってきたということです。ですので、以前組んでいた予算から流用して、その予算内にとすることは今回はできなかったということでございます。予想してなかった新たな予算が必要になったということでもあります。

それと、この白濁に関しまして、ろ過機を設置する工程が起因しているのではないかとございしますが、それは全くそういう報告はあっておりませんし、それはまた全然関係がないのではないかと考えているところです。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 請負工事で現在工事をやって、水道工事をやっているんで、そこに頼めば、現場共通費とか、なんとかが、なんですか、費用的に安くなるんで、その業者さんに頼んだほうが効率的だったんじゃないかなという思いがありましたので、質問をさせていただきました。そのあたりはいかがですか。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

このろ過機を設置するにあたって、このろ過機設置をされる業者さんは、ろ過機の製造加工、設置の専門業者さんでございします。配管工に関しましては、町内の配管業者さんをお願いして、この仮設の管を設置したところでございまして、このろ過機を設置する業者さんのほうから見積は取れないというところで、町内の業者さんに見積もりを取って、それから最低限の価格でこちらを予算を組んだところでございします。

以上です。

○10番（福田秀憲君） 終わります。

○議長（吉田美好君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第51号、専決処分事項（令和元年度美里町一般会計補正予算〔第3号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員賛起立です。

したがって、議案第51号、専決処分事項（令和元年度美里町一般会計補正予算〔第3号〕）の報告及び承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩とします。11時15分に再開します。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第7 議案第52号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第52号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第52号につきまして、ご説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員等制度に関する法整備がなされ、令和2年4月1日より同制度が施行されることに伴い、本町の関係条例を整備する必要があるため提案するものでござい

ます。

次のページをお開き願います。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

第1条から第10条までございますが、会計年度任用職員の制度施行に伴い、関係する条例10件の一部改正を行うものでございます。内容につきましては、別冊の議案第52号資料にて、ご説明申し上げます。

この資料は、各条例の新旧対照表でございます。いずれも左が改正前、右が改正後となっております。

まず、1ページ目です。

第1条関係。美里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第3条の4行目の「職を占める職員」のあとに、「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加えております。これは、常勤職員と同じ勤務時間となる会計年度任用職員、いわゆるフルタイム会計年度任用職員のことでございます。

2ページをお開き願います。

第2条関係。美里町職員の定数に関する条例の一部改正でございます。第1条の3行目、属する職員「、教育長」を削り、「法第22条」を「法第22条の3第4項」に改め、4行目「法第28条第2項の規定により休職を命ぜられた職員」を「非常勤の職を占める職員」に改めるものでございます。

3ページをお開き願います。

第3条関係。美里町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条第3項のあとに「第4項 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。」の1文を加えるものでございます。

4ページをお開き願います。

第4条関係。美里町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条を「減給は、1日以上6月以下、給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美里町条例第 号）第12条第1項、第2項及び第3項に規定する報酬の額）の額の10分の1以下を減するものとする。」に改めるものでございます。第1号に掲げる職員とは、常勤職員と比べて短い時間勤務する職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員のことでございます。

5 ページをお開き願います。

第5条関係。美里町職員の退職管理に関する条例の一部改正でございます。第1条の3行目「職員」のあとに「（法第22条の3第4項に規定する）」という文言を加え、4行目の「非常勤職員」を「非常勤の職を占める職員」に改めるものでございます。

6 ページをお開き願います。

第6条関係。美里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。第18条の見出し「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、18条のあと「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」とあるのを「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、4行目以降「町長の定める基準に従い、任命権者が定める。」とあるのを「町長が規則で定める。」にそれぞれ改めるものでございます。

7 ページをお開き願います。

第7条関係。美里町職員の育児休業に関する条例の一部改正でございます。第7条の2行目「をしている職員」のあとに「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、第8条「育児休業をした職員」のあとに「会計年度任用職員を除く」を加え、第20条「職員」のあとに「会計年度任用職員を除く」を加え、8 ページをお願いします。「第20条第1項」のあとに「第2項 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の取扱については、町長が規則で定める。」という一文を加えるものでございます。

9 ページをお開き願います。

第8条関係。美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。「第18条」を「（会計年度任用職員の給与） 第18条 この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、他の常勤職員との均衡、その職務の特殊性を考慮し、別に条例で定める。」と改めるものでございます。

10 ページをお開き願います。

第9条関係。美里町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正でございます。「第18条」を「（会計年度任用職員の給与） 第18条 この条例の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に支給する給与は、常勤の技能労務職員との均衡を考慮し、町長が規則で定める。」と改めるものでございます。

11 ページをお開き願います。

第10条関係。美里町職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。第1条の3行目「規定に基づき、職員」のあとに「（法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）」を加え、第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げるものでございます。

議案書にお戻り願います。

議案書の3ページ目です。附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するといったしております。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第52号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員賛起立です。

したがって、議案第52号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第53号 美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 議案第53号、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第53号につきまして、ご説明申し上げます。

美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定める必要があるため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

第1条は、趣旨について規定するもので、地方自治法並びに地方公務員法の規定に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める旨を記載したものでございます。

第2条は、会計年度任用職員の給与に関する規定であり、パートタイム会計年度任用職員の給与というのは、報酬及び期末手当のこと、フルタイム会計年度任用職員の給与とは、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当のことをいうと規定したものでございます。

第3条から第11条までは、フルタイム会計年度任用職員に関する規定となっております。第3条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料は、美里町一般職の職員の給与に関する条例に規定する行政給料表を準用し、会計年度任用職員給料表、8ページの下段にございますが、別表第1に掲げる職種の区分に応じて適用するというものでございます。

第4条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごと、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、この分類の基準となるべく職務の内容は、会計年度任用職員等級別基準職務表、9ページにございます別表第2によるというものでございます。

第5条は、号級についての規定でございます。

次のページをお開き願います。

第6条につきましては、給料の支給、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の支給に関する規定でございます。

第7条につきましては、給料の端数処理。

第8条につきましては、期末手当の支給に関する規定でございます。

3ページ目をお開き願います。

第9条につきましては、特殊勤務手当の支給。

第10条につきましては、勤務1時間当たりの給料額。

第11条につきましては、給与の減額に関しましてそれぞれ規定するものでございます。

第12条から第21条まで、及び第23条、第24条につきましては、パートタイム会計年度任用職員に関する規定となっております。

第12条は報酬の額について、第1項は月額、第2項は日額、第3項は時間による算出法を規定したものでございます。

4ページ目をお開き願います。

第13条につきましては、特殊勤務に関する報酬。

第14条につきましては、時間外勤務に係る報酬の支給についての規定でございます。

5ページ目をお開き願います。

第15条につきましては、休日勤務に係る報酬。

第16条につきましては、夜間勤務に係る報酬の支給。

第17条につきましては、報酬の端数処理に関する規定となっております。

6ページ目をお開き願います。

第18条につきましては、期末手当。

第19条につきましては、報酬の支給方法。

第20条につきましては、勤務1時間当たりの報酬額について規定したものでございます。

7ページ目をお開き願います。

第21条につきましては、報酬の減額。

第23条につきましては、通勤に係る費用弁償の支給に関する規定となっております。

8ページをお開き願います。

第24条は、公務のための旅費に係る費用弁償の支給に関する規定でございます。

委任、第25条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めるといたしております。

附則でございます。施行期日、1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。経過措置、2、第8条第1項及び第18条第1項の規定により準用する給与条例第16条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の65」とするとしておりますが、これは期末手当について、令和2年度は2分の1の額とするものでございます。

以上で、議案第 5 3 号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 5 3 号、美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員賛起立です。

したがって、議案第 5 3 号 美里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 5 4 号 美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（吉田美好君） 議案第 5 4 号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。山田住民課長。

○住民課長（山田輝臣君） 議案第 5 4 号について、ご説明申し上げます。

議案第 5 4 号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 1 0 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏により印鑑登録等を行うことができるようにするため、関係条例の改正を提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

美里町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１６年美里町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別添の議案第５４号資料の新旧対照においてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。左側が改正前、右側が改正後でございます。改正前の第５条第１項第１号中、下線部分「若しくは名又は通称（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の２６第１項に規定する通称を言う。以下同じ。）」を改正後下線部分、「名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号。以下「令」という。）第３０条の１３に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第３０条の１６第１項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部」に改めるものでございます。なお、この改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布及び印鑑登録証明事務要領の一部改正の通知に伴い、条例を改正するものでございます。

再度、改正文をご覧ください。

附則でございます。この条例は、令和元年１１月５日より施行するものとしております。

以上で、議案第５４号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

１０番、福田君。

○１０番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第５４号について質問をいたします。

新旧対照表なんですけれども、この中で、第５条の中で、この本当にこうわかりにくいというか、よく理解ができなかったのでお尋ねをいたしますけれども、第５条で当該印鑑を登録しないものとするということになっておりますけれども、そのしないものは何になるのか。この下のほう、第１項を見ますと、氏名、氏、名、旧氏、それと通称、これ通称というのは、これはだから登録しますよと。実際に登録しないのは、どういうのを登録しないのかよく理解できないんですが、ちょっとご説明いただければ。

○議長（吉田美好君） 山田住民課長。

○住民課長（山田輝臣君） ご説明申し上げます。

まず、通称につきましては、外国の方が日本人と同様の表現ができる、通常外国の方はアルファベットで表記を、住民票につきましては表記ができておりますの

で、それを日本語、カタカナとかひらがなとか、そういうもので登録ができるということを通称と申し上げております。また、登録できないものといいますのは、私山田でございますが、山田輝臣と申しますけれども、山田、若しくは輝臣では登録できます。また、山と輝は登録できますけれども、それ以外全然関係ないものについては登録できないということになっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 理解できないから、もう一回ご説明いただけませんか。すみません、私が理解不足で。

○議長（吉田美好君） 山田住民課長。

○10番（福田秀憲君） これ、印鑑登録というのは大事なことです、このあたりはうやむやでは私いけないと思うんですよ。だから、はっきりお聞きして、やっぱり聞かれたときにはお答えできるような形にしたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○住民課長（山田輝臣君） 山田、氏ですから山田、名でしたら、私、輝臣と申しますので輝臣。若しくは、名と氏を一部ずつを組み合わせたもの、ですから山輝は登録できるということでございます。ですから、それ以外について、自分の名前等以外についての、関するものについては登録ができないという規定でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 例えば、私、福田秀憲ですけれども、福田はいいんです、秀憲もいいんですよ。福秀とかそういう組み合わせはいけないんですよというような理解でいいんですか。

○議長（吉田美好君） 山田住民課長。

○住民課長（山田輝臣君） ご説明申し上げます。

氏と名の組み合わせはよいとなっておりますので、議員、福田議員の場合は、福秀というのはオッケーでございます。それから、全然関係ない、例えばペンネームとか、全然違うものはいけないというふうに規定してございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） よく理解できました。質問を終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第５４号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第５４号、美里町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第５５号 美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第１０、議案第５５号、美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第５５号について、ご説明いたします。

美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改正する条例の制定について

美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年９月１０日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。消費税税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、浄化槽使用料及び水道料金を変更する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改正する条例。

第１条が、美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例の一部改正となっております。

第２条が、美里町簡易水道給水条例の一部改正となっております。改正内容につきましては、別紙の新旧対照表によりご説明いたします。別紙、美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。

別表、月額使用料金につきましては、一般家庭の世帯平等割額「２，０６０円」を「２，１００円」に、世帯員数割額、１人「５１５円」を「５２５円」に、摘要

欄の上限額「４，６３５円」を「４，７２５円」に改正しております。

地区公民館の月額使用料につきましては、「３，６０５円」を「３，６７０円」に、その他につきましては、５人槽「４，６３５円」を「４，７２５円」に、６人槽「５，１５０円」を「５，２５０円」に、７人槽「５，６６５円」を「５，７７５円」に、８人槽「６，１８０円」を「６，３００円」に、１０人槽「６，６９５円」を「６，８２５円」にそれぞれ改正をしております。

次のページの、美里町簡易水道給水条例新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。

第２２条の料金につきましては、一般用基本料金、１カ月当たり、１カ月につき１０立方メートルまで「１，９４４円」を「１，９８０円」に、超過料金、１立方メートルにつき「１９４円４０銭」を「１９８円」に改正しております。営業用、業務用、供用栓につきましては、一般用と同一となっております。一時使用につきましては、基本料金１カ月につき、１０立方メートルまで「３，２４０円」を「３，３００円」に、超過料金、１立方メートルにつき「３２４円」を「３３０円」に改正しております。

再度、改正条文をご覧くださいと思います。

附則でございます。この条例は、令和元年１０月１日から施行するとしております。また、附則の第２項、３項、４項につきましては、経過措置について記述しております。

以上で、議案第５５号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第５５号、美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第５５号、美里町浄化槽市町村整備推進事業に伴う浄化槽
条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のために暫時休憩いたします。再開を午後１時といたします。

-----○-----

休憩 午前１１時４８分

再開 午後 １時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第１１ 議案第５６号 平成３０年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第１２ 議案第５７号 平成３０年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第１３ 議案第５８号 平成３０年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第１４ 議案第５９号 平成３０年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第１５ 議案第６０号 平成３０年度美里町砧用西部地区簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

日程第１６ 議案第６１号 平成３０年度美里町砧用東部地区簡易水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

日程第１７ 議案第６２号 平成３０年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第１８ 議案第６３号 平成３０年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について

○議長（吉田美好君） 日程第１１、議案第５６号、平成３０年度美里町一般会計歳入
歳出決算の認定についてから、日程第１８、議案第６３号、平成３０年度美里町後
期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの８案件についてを一括し
て議題としたいと思いますが、皆さんにお諮りします。日程第１１、議案第５６号
から日程第１８、議案第６３号までの８案件についてを一括議題とし、本日は内容
説明のみ行い、質疑、討論、採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号から議案第63号までの8案件を一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑、討論、採決は最終日に行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第56号から議案第63号までの決算認定についてを一括して議題といたします。

議案第56号から議案第63号まで、続けて内容説明を求めます。会計管理者、池永会計課長。

○会計課長（池永英治君） それでは、議案第56号から議案第63号につきまして、内容の説明をいたします。

平成30年度下益城郡美里町決算書をご覧ください。

一般会計並びに七つの特別会計の決算書となっております。見出しの次のページをお開けいただきますと議案書となっております。

それでは、最初に一般と書いてある見出しをお開きください。

議案第56号につきまして、ご説明いたします。

議案第56号、平成30年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度美里町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由。地方自治法第233条第3項の規定により普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付さなければならないため提案するものであります。

2ページから3ページにつきましては、総括表となっております。

また、4ページから17ページまでが決算書となっております。

それでは、19ページをお開きください。

実質収支に関する調書。

一般会計。

歳入総額9億9,137万3,629円に対しまして、歳出総額9億5,523万1,598円となっております。歳入歳出差引額は、6億3,614万2,031円となっております。

次に、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、継続費、定時繰越額はございません。繰越明許費繰越額は2億2,650万5,217円となっております。また、事故繰越繰越額は1,072万8,088円となっており、計の2億3,723万3,305円となっております。なお、繰越明許費、事故繰越の詳細につきましては

ては、6月定例会での報告第1号並びに第2号に添付されている計算書のとおりとなっております。

次に、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億9,890万8,726円となっており、平成31年度への繰越金となります。また、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入はございません。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第56号の説明を終わります。

次に、国民健康と書いてある見出しをお開きください。

議案第57号につきまして、ご説明いたします。

議案第57号、平成30年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第56号と同じとなっております。

310ページから319ページまでが総括表並びに決算書となっております。

それでは、321ページをお開けください。

実質収支に関する調書。

国民健康保険特別会計。

歳入総額14億8,928万8,530円に対しまして、歳出総額14億1,803万8,309円となっており、歳入歳出差引額は7,125万221円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7,125万221円となっており、平成31年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第57号の説明を終わります。

次に、土地取得と書いてある見出しをお開きください。

議案第58号につきまして、ご説明いたします。

議案第58号、平成30年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第５６号と同じとなっております。

３６６ページから３７１ページまでが総括表並びに決算書となっております。

それでは、３７３ページをお開けください。

実質収支に関する調書。

土地取得特別会計。

歳入総額１０万６,９９６円に対しまして、歳出総額６,８５７円となっており、歳入歳出差引額は１０万１３９円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は１０万１３９円となっており、平成３１年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第５８号の説明を終わります。

次に、介護保険と書いてある見出しをお開きください。

議案第５９号につきましてご説明いたします。

議案第５９号、平成３０年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により平成３０年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年９月１０日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第５６号と同じとなっております。

３９６ページから４０５ページまでが総括表並びに決算書となっております。

それでは、４０７ページをお開けください。

実質収支に関する調書。

介護保険特別会計。

歳入総額１９億２,６１２万２,９８１円に対しまして、歳出総額１９億１００万６,７３５円となっており、歳入歳出差引額は２,５１１万６,２４６円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は２,５１１万６,２４６円となっており、平成３１年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第５９号の説明を終わります。

次に、西部水道と書いてある見出しをお開きください。

議案第６０号につきまして、ご説明いたします。

議案第６０号、平成３０年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第56号と同じとなっております。

448ページから453ページまでが総括表並びに決算書となっております。

それでは、455ページをお開けください。

実質収支に関する調書。

砵用西部地区簡易水道事業特別会計。

歳入総額1億1,451万8,547円に対しまして、歳出総額1億1,252万8,746円となっており、歳入歳出差引額は198万9,801円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は198万9,801円となっており、平成31年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第60号の説明を終わります。

次に、東部水道と書いてある見出しをお開きください。

議案第61号につきまして、ご説明いたします。

議案第61号、平成30年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第56号と同じとなっております。

484ページから489ページまでが総括表並びに決算書となっております。

それでは、491ページをお開けください。

実質収支に関する調書。

砵用東部地区簡易水道事業特別会計。

歳入総額1億122万5,287円に対しまして、歳出総額1億10万3,256円となっており、歳入歳出差引額は112万2,031円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は112万2,031円となっており、平成31年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第 6 1 号の説明を終わります。

次に、生活排水と書いてある見出しをお開きください。

議案第 6 2 号につきましてご説明いたします。

議案第 6 2 号、平成 3 0 年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により平成 3 0 年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 1 0 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第 5 6 号と同じとなっております。

5 1 8 ページから 5 2 5 ページまでが総括表並びに決算書となっております。

それでは、5 2 7 ページをお開きください。

実質収支に関する調書。

美里町生活排水特別会計。

歳入総額 1 億 9, 2 5 1 万 5 3 2 円に対しまして、歳出総額 1 億 9, 1 2 0 万 7, 9 4 4 円となっており、歳入歳出差引額につきましては 1 3 0 万 2, 5 8 8 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 1 3 0 万 2, 5 8 8 円となっており、平成 3 1 年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第 6 2 号の説明を終わります。

次に、後期高齢と書いてある見出しをお開きください。

議案第 6 3 号につきましてご説明いたします。

議案第 6 3 号、平成 3 0 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により平成 3 0 年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 1 0 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由につきましては、議案第 5 6 号と同じとなっております。

5 5 4 ページから 5 5 9 ページまでが総括表並びに決算書となっております。

それでは、5 6 1 ページをお開きください。

実質収支に関する調書。

美里町後期高齢者医療特別会計。

歳入総額 1 億 4, 8 2 0 万 8, 8 4 7 円に対しまして、歳出総額 1 億 4, 6 2 3 万 7, 3 3 9 円となっており、歳入歳出差引額につきましては 1 9 7 万 1, 5 0 8 円と

なっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は197万1,508円となっており、平成31年度への繰越金となります。

以下のページにつきましては、事項別明細書、財産に関する調書、付属資料となっております。

これで、議案第63号の説明を終わります。

以上で、議案第56号から議案第63号までの決算認定に係る説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第56号から議案第63号までの内容説明を終わります。

—————○—————

日程第19 報告第4号 平成30年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

○議長（吉田美好君） 日程第19、報告第4号、平成30年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） それでは、報告第4号につきましてご説明申し上げます。

平成30年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて議会に報告しなければならないため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

健全化判断比率報告書でございます。

表をご覧ください。

一般会計の赤字の程度を示す実質赤字比率及び全ての会計を合算し、その赤字の程度を示す連結実質赤字比率につきましては、共に赤字ではないため、比率が算定されませんので、ハイフン、横棒で表示いたしております。

地方債の返済の比重を示す実質公債費率につきましては、昨年度より0.1%低い5.6%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。地方債など将来負担すべき実質的な負債の程度を示す将来負担比率につきましても、赤字ではありませんのでハイフンで表示いたしております。いずれも健全な範囲にあると

判断いたしております。

次のページをお開き願います。

資金不足比率報告書でございます。

表をご覧ください。

表に記載しております三つの特別会計につきましては、いずれも資金不足はありませんので比率は算定されず、全てハイフンで表示いたしております。こちらも健全な範囲にあると判断いたしております。

以上で、報告第4号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、日程第19、報告第4号、平成30年度美里町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

—————○—————

日程第20 監査委員の意見書説明

○議長（吉田美好君） 日程第20、監査委員の意見書説明を求めます。4番、坂田竜義君。

○4番（坂田竜義君） 別冊の平成30年度美里町一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び財政健全化に関する審査意見書という冊子をお開きください。

1枚開けていただいて、

美里監第28号

令和元年8月22日

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 遠山史朗

美里町監査委員 坂田竜義

平成30年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、平成30年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、証書類、その他政令で定める書類の審査を終了したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

1ページから説明をいたします。

平成30年度美里町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書。

審査について。

審査の対象。（1）から平成30年度美里町一般会計歳入歳出決算から、（9）の、（8）の平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、上記会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出事項別明細書、財産に関する調書及びこれらに関する調書類を審査の対象といたしました。

決算書の調整並びに提出時期(地方自治法第233条第1項及び第2項)であります。

決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員に対する決算書審査依頼については、法定の期限内に提出されております。

3、審査の期間。令和元年7月29日、30日、31日、8月2日、9日、16日、19日、20日の合計8日間にわたりまして審査を行いました。

4、審査の範囲。この審査にあたっては、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適切かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証書類との照合を行い、必要に応じて関係各課からの資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、また、例月現金出納検査等の結果を参考として、計数の正確性等について審査を実施をいたしました。

次に、審査の結果であります、2ページ。

審査に付された平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書は表1のとおりで、審査にあたっては監査基準並びに重点審査事項について審査したが、違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳簿及び証書類と合致しており、その計数は正確であることを確認した。また、予算の執行状況についても適正であると認められた。

次の表は、平成30年度歳入歳出決算額(表1)は、お目通しいただきたいと思っております。

一般会計の歳入、3ページに歳入決算書の状況(表2)ということで表示してございます。

それから、5ページ、自主財源・依存財源の状況について(表4)ということで示しております。自主財源については、町税の8.9%を含めまして24.6%ということになっております。

最近5カ年の地方交付税の交付状況については(表5)のとおりでございます。

歳出については、6ページの(表6)、歳出決算書の状況のとおりでございますので参考にしていただきたいと思います。

また、(表7)につきましては、財政諸指数の推移について示しております。平成26年度から示しておりますが、本年度につきましては財政力指数は変わらず0.24、経常収支比率については92.5、若干上がっております。実質公債費比率については5.6、将来負担比率についてはハイフンと、算定できないという状

況になっております。

7 ページに、(表 8) に歳出決算額の状況を示しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

続きまして、8 ページ、特別会計。

国民健康保険特別会計については、歳入決算書の状況は(表 9) のとおりでございます。

また、歳出決算額の状況については(表 10) のとおりでございます。

9 ページの(2) 土地取得特別会計につきましては、歳入決算額の状況(表 11)、歳出決算額の状況(表 12) のとおりでございます。

続きまして、10 ページ、介護保険特別会計につきましては(表 15)、歳入決算額の状況(表 16) に歳出決算額の状況を示しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

11 ページに、砥用西部地区簡易水道事業特別会計ですけれども、歳入決算額の状況は(表 17) に、歳出決算額の状況は(表 18) に示したとおりでございます。

12 ページに、砥用東部地区簡易水道事業特別会計について記載してございますが、歳入決算額の状況は(表 19) のとおり、歳出決算額の状況は(表 20) のとおりでございます。この水道会計につきましては、30 年度まで西部と東部に分かれておりますが、31 年度からは一本化、会計が一本化されるということでございます。

13 ページに、生活排水特別会計について示してございますが、歳入決算額の状況については(表 21) のとおりであります。また、歳出決算額の状況は(表 22) のとおりであります。

次の 14 ページに、後期高齢者医療特別会計について示しておりますが、歳入決算額の状況は(表 23) のとおり、歳出決算額の状況は(表 24) のとおりになっております。

15 ページに、財政運営の状況について記載してございますが、一般会計における実質収支状況は、歳入総額 9 億 9,137 万 3,629 円、歳出総額 9 億 5,523 万 1,598 円で、翌年度へ繰り越すべき財源 2 億 3,723 万 3,305 円を差し引くと、3 億 9,890 万 8,726 円の黒字となっているが、前年度の実質収支 4 億 2,334 万 4,467 円を差し引いた単年度収支では 2,443 万 5,741 円の赤字となっております。歳入歳出が増減した主なものとしては、以下のとおりであります。歳入の増額では、繰越金が災害復旧工事の遅れに伴う増 162.8%、繰入金につきましては、財政調整基金と繰入金の増、3、使用料手数料につき

ましては、森林体験公園施設利用料や町営住宅使用料の増、4番目に町税、収納率の向上に向けた取り組みの強化に伴う増ということであります。

歳入の減額として、項目的には1、国庫支出金、これは災害復旧費負担金の減、災害等廃棄物処理事業費補助金の皆減等によるものでございます。また、町債につきましては、光通信基盤整備事業、過疎対策債の皆減、災害復旧費の減によるものであります。また、諸収入につきましては、宝くじ交付金の減、県支出金につきましては、熊本地震復興基金交付金の皆減に伴うものでございます。

次に、歳出の増額の主なものでございますが、1、土木費につきましては、災害公営住宅建設事業及び社会資本整備総合交付金事業の増、2番目の公債費が、市町村振興協会資金の償還や旧合併特例債の元金の償還開始による増、3番目の消防費につきましては、備蓄倉庫整備事業や湯の香苑の耐震診断の委託料の増によるものであります。

歳出の減額の主なものは、衛生費、震災家屋解体撤去委託料と震災解体家屋処分委託料の皆減によるもの、また、災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧の減、文教施設災害復旧と臨時福祉給付金給付事業費の皆減によるものであります。民生費につきましては、臨時福祉給付金給付事業の皆減によるものであります。

平成29年度からの21億1,421万1,000円を支出限度額とした繰越明許費は14億9,247万5,678円を支出いたしました。平成30年度も繰越明許費として13億2,291万8,000円を計上をしてあります。別途復興事業の急増の影響により、事業の完了しなかった分の支出未済額3億4,811万7,862円については、さらに翌年度への事故繰越となった。

健全な財政運営の要諦は、収支の均衡を保ちながら経済変動や多様化する町民の要望に対応しうる弾力性を持つものでなければならない。計画性、弾力性、積極性の3点を見ても、本町の財政運営については、関係者が真剣に取り組み努力されたことを伺える。

(表7)の財政諸指数の推移では、財政力指数0.24、前年度同であります。経常収支比率92.5、前年が90.0、実質公債費比率5.6、前年5.7、将来負担比率は前年度は0.4ですが、今年度は算定できないと、こういうふうになっております。

次のページですけれども、財政力指数は標準的な行政活動に必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを表しておりますが、1に近いほど良好とされるが、過去5年間は変動が見られません。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり75%程度に収まることが妥当だとされておりますが、本年度は92.5%と前年度から2.5%上がった

状況でございます。地方財政が悪化している今日、ほとんどの町村で要注意とされる８０％を超える中ではありますけれども、財政の弾力性を失わないよう心を配る必要があります。実質公債費比率は５．６％で、将来負担比率は計上されず、適性の範囲内でございます。

一時借入金については、一般会計において２月２５日から４月１２日まで４７日間３億円、３月１８日から４月２２日まで３６日間５億円、３月２６日から４月２６日まで３２日間５億円の借入が行われ、合わせて１４万６,１３０円の利子が支払われております。

特別会計においても、国民健康保険で１２月１５日から４月２５日までの１３２日間１億円、２月８日から４月２５日までの７７日間１億円を借入し、９万９,１５０円の利子を支払っております。

一般会計の町債の状況については、平成３０年度借入額は１２億２,１７６万２,０００円で、償還元金８億９,３０２万４,０７２円と利子３,６６９万８,００８円の合計、９億２,９７２万２,０８０円を償還しており、平成３０年度末、町債残高は７８億４,４３２万３,３７６円となり、前年度に比べ３億２,８７３万７,９２８円増加をしております。

また、生活排水特別会計で、平成３０年度借入額が１,８９０万円で、償還元金２,３３５万５,０８８円と利子３７０万３,３６９円の合計、２,７０５万８,４５７円を償還しており、平成３０年度末、町債残高は２億７,５８６万７,０３７円となり、前年度に比べ４４５万５,０８８円減少をしたところであります。

予算の流用状況、不用額等については、記載のとおりでありますのでお読みとりたいと思います。

予算の充用についても記載のとおりでございます。

契約・入札関係につきましては、契約については、財務規則に基づき処理されております。入札は指名等審査会で入札参加者等の審査を経て適正に処理されており、公平性、透明性を期すための措置として、指名から入札・契約締結までを総務課行革管財係で担当しております。また、平成２８年度から電子入札システムが導入され、事務の効率化と入札の公平性、透明性がさらに図られております。

工事の監督や検査及び随意契約については、各担当課が所管されているので、適正な業務遂行に尚一層努力をされたいということでございます。

工事の入札指名等審査会の開催回数は２２回、公共工事等発注状況は、建設工事関係で指名競争入札が１６３件、総合評価方式が０件、随契が１９件、建設コンサルタント業務等につきましては、一般競争入札がゼロ、指名競争入札が３８件、随契が１４件、契約金額については記載のとおりであります。

指摘・要望事項の自主的実行についてであります。収入未済額は町民税 397 万 5,772 円、徴収率 98.6、固定資産税 692 万 5,535 円、徴収率 98.2%、軽自動車税 135 万 1,689 円、徴収率 96.6%等となっております。

平成 30 年度においても、滞納者の実態調査を行うなど、財産（給与及び預金額等を含む）の把握に努め、差し押さえ等の処分が実施されており、特に高額・悪質・長期滞納者については、熊本県及び上益城郡 4 町と併任徴収の協定を結び、搜索・差押のほか、合同公売会やインターネット公売等による差押財産の換価を行っており、徴収率の向上に向けた取り組みに努力のあとが見られます。

また、全県的に推進されております個人住民税の特別徴収完全指定の取り組みについては、平成 24 年度から全国より 1 年前倒しで実施されており、平成 30 年度には 1,265 事業所を特別徴収事業所に指定するなど、町民税の収納率向上に向けた積極的な取り組みが行われていることは評価できるところでございます。

2 番目の不納欠損処分についてですが、平成 30 年度において一般会計及び特別会計合わせて 500 万 935 円であります。一般会計では町税が 181 万 307 円、固定資産税 110 万 8,504 円等となっております。

平成 21 年度から県との合同搜索を実施し、滞納者への差し押さえ等を行っておりますが、不納欠損処分した金額は昨年度より減額したものの、依然多額になっております。

税収は本町財政の重要な財源であり、不納欠損処理の執行にあたっては、善良なる納税者との関係を考慮して、今後とも慎重な対応を望むものであります。

3 番目、町営住宅使用料の収入未済額は 1,521 万 3,140 円、前年比の 63 万 200 円の増となっております。また、保育所保護者負担金の収入未済額は 215 万 8,700 円で、これは 45 万 1,300 円の減となっております。

水道使用料や生活排水使用料等と併せて、奨学金や防災行政無線使用料等について重複して滞納状態になっている案件も見受けられるため、担当課並びに美里町再建収納対策機構において徴収に一層の努力を望むものであり、時効にならないよう手続き等について気をつけていただきたいということでございます。

また、債権は公法上・私法上に分類され、また自治体の扱う債権にも公法上の債権と私法上の債権があり、消滅時効の期間、援用の要否等それぞれの処理方法が違うことを踏まえて、滞納処理にあたられるように要望をいたします。

総括的意見に入ります。18 ページです。

平成 30 年度美里町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに基金運用状況審査の結果については、証書類・諸帳簿も整理され、会計経理も適正であり計数に誤りもなく、正確であることを認めたところであります。

森林体験公園施設フォレストアドベンチャーは、平成30年度も順調に利用客を伸ばし1万4,651人、施設使用料5,457万4,341円、前年度比101.6%で町の観光拠点になっております。

来年度から指定管理者の指定に向け、現在準備中ではありますが、優良企業を選定し従業員の雇用の安定確保、さらにダム湖周辺の施設と一体的に管理運営し、町の観光の一大拠点として発展するよう方向付けすることが望まれます。

昨年10月から運行を開始した美里バスは、町民の生活、交流、町の活力を支える利用しやすい公共交通を目指して運行しておりますけれども、以前の福祉バスとの比較から不便ということで、多くの苦情が寄せられております。それを受けて改善計画が検討され、今年10月1日から実施されるようではありますが、国交省の許認可事項でもあり、可能な限り住民の要望が実現するよう努力をしていただきたいと思います。

子どもの教育環境の整備と酷暑対策のため、町内小中学校の空調設備の設置については、平成29年度から30年度に5,556万1,454円、平成31年度に3億679万円の予算措置がなされ、ほぼ完備されつつあります。励徳小学校のICT教育先行実施を含め、一層の教育環境の整備が望まれております。

災害復旧の状況につきましては、林業施設は完了したものの、宅地被害と道路橋梁では90%、河川災害が50%、農災70%の進捗となっており、早急な復旧対応が望まれます。

自主防災組織については、現在56団体、前年度比の7団体増ということですが、災害発生時の自助・共助の組織的取り組みを模索しておりますが、今後は災害についての心構えや初期対応・避難行動等の研修や訓練に、町の継続的な指導が望まれます。

公共施設等マネジメント計画は、平成28年度から40年間の長期スパン、5年ごとの見直しで策定されております。今後はファシリティマネジメントの概念に沿い、地域住民の理解と協力を得るためにも、個別施設の運用・管理計画を早急に策定されたい。

保険事業の歳出総額の動向は、国民健康保険、前年度比85.4%、介護保険、前年度比106.3%、後期高齢者医療保険、前年度比103.3%となっております。それぞれ一人当たりの給付費は増えており、医療費抑制のためには両方に力点を置き、健診受診率のさらなる向上により早期発見、早期治療に注力していただきたいと思います。

美里町産業連携協議会は、本年度で地方創生推進交付金対象事業としては終了しますが、協議会ではこれまでの取り組みの継続を目的に、継続検討会議が設置さ

れ、今後の取り組みについて話し合いがもたれております。美里町の活性化につながるよう期待するものであります。

本町の財政状況は、平成28年熊本地震及び豪雨災害の災害復旧経費の財源確保や普通交付税（合併算定替分）の段階的減額が終了する中で、宇城広域連合においては、公共インフラ資産の更新期を迎え、汚泥処理センター建設工事に40億円、町負担が4億9,000万円、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事に130億円、町負担10億5,000万円、消防本部北消防署新庁舎建設工事に24億円、町負担1億6,000万等、中長期的な財政支出を要することとなり、一段と厳しい財政運営が予想されます。今後においても健全財政の堅持に努め、長期的視野に立って、町民福祉の推進と町政の発展に努力されるよう要望をいたします。

続きまして、次の次のページですけれども、財政健全化比率・資金不足比率に関する意見書について報告いたします。

美里監第29号

令和元年8月22日

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 遠山史朗

美里町監査委員 坂田竜義

平成30年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率に関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年7月25日付けで審査に付された平成30年度美里町財政健全化判断比率・資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

平成30年度財政健全化審査意見書。

審査の概要。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果、（１）総合意見、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、いずれも適正に作成しているものと認められる。

記

健全化判断比率、①実質赤字比率、これも先ほどの報告がありましたけれども、平成30年度も算定されないということでハイフンをしております。連結実質赤字比率についても同じであります。基準の範囲内ということでございます。実質公債

費比率については5.6ということで、昨年より5.6下がりました基準の範囲内でございます。将来負担比率についても算定ができないということで、昨年の0.4でありましたけれども基準の範囲内ということでございます。

個別意見といたしまして、ただいま申し上げたとおりでございますので、ここは省略いたします。

是正改善を要する事項としましては、特に指摘すべき事項はございませんでした。

以下、21ページから関係資料を付けております。

25ページに、平成30年度経営健全化審査意見書について報告いたします。

審査の概要、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果、総合意見、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

砥用西部地区簡易水道事業特別会計、砥用東部地区簡易水道事業特別会計、生活排水特別会計、記載のとおりでございます。

是正改善を要する事項、特に指摘する事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の意見書説明を終わります。

—————○—————

日程第21 議案第64号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）

日程第22 議案第65号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第66号 令和元年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第67号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第25 議案第68号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第69号 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第70号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（吉田美好君） 日程第21、議案第64号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）から、日程第27、議案第70号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算7案件についてを一括議題としたいと思

いますが、お諮りします。日程第 21、議案第 64 号から、日程第 27、議案第 70 号までの 7 案件についてを一括議題とし、本日は内容説明のみ行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 64 号から議案第 70 号までを一括議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。2 時 15 分を再開とします。

—————○—————

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2 時 15 分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

○議長（吉田美好君） それでは、議案第 64 号から、議案第 70 号までを一括議題とします。

まず、議案第 64 号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第 4 号）の内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） それでは、議案第 64 号につきましてご説明申し上げます。

別冊の、補正予算書（第 4 号）の 1 ページをお開き願います。

議案第 64 号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度美里町の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 8,007 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 2,644 万 9,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 9 月 10 日提出 美里町長 上田泰弘

5 ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

ふるさと納税業務委託料につきましては、期間、令和2年度から令和3年度まで、限度額、ふるさと納税業務委託に係る費用のうち美里町が負担すべき額を、美里バス運行費補助金につきましては、期間、令和2年度から令和2年度まで、限度額922万8,000円、カラーレーザープリンターリース料（砥用小）分につきましては、期間、令和2年度から令和6年度まで、限度額25万1,000円を追加いたしております。

6 ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

最初に、地方債の追加でございます。

合併特例事業債（社会教育事業）分、限度額570万円、公共土木施設等単独災害復旧事業1,200万円、現年発生公共土木施設等補助災害復旧事業560万円、計3件の総額限度額2,330万円を追加いたしております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

7 ページは地方債の変更でございます。

臨時財政対策債の限度額を「1億3,943万円」から「1億2,598万8,000円」に、旧合併特例事業債（地域振興基金事業）の限度額を「1億9,200万円」から「1億8,990万円」に、辺地対策事業債（林業施設整備事業）の限度額を「2,130万円」から「1,960万円」に、過疎対策事業債（農業施設整備事業）の限度額を「1,390万円」から「490万円」に、過疎対策事業債（林業施設整備事業）の限度額を「460万円」から「160万円」に、過疎対策事業債（公共土木施設整備事業）の限度額「2億5,450万円」を「2億1,750万円」に、旧合併特例事業債（公共土木施設整備事業）の限度額「950万円」を「8,050万円」に、過疎対策事業債（学校教育事業）の限度額「2,930万円」を「3,620万円」に、過疎対策事業債（社会教育事業）の限度額「630万円」を「340万円」に、旧合併特例事業債（保健体育事業）の限度額「310万円」を「1,280万円」にそれぞれ変更いたしております。

8 ページをお願いいたします。

地方債の廃止でございます。

過疎対策事業債（保健体育事業）、限度額「310万円 証書借入」を、財源変更のため廃止いたしております。

11 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の２の歳入でございます。

最初の枠、款の９ 地方特例交付金、項の１ 地方特例交付金、目の１ 地方特例交付金、節の１ 地方特例交付金につきましては、これまでの減収補てん特例交付金（住宅借入金等分）に、税制改正に伴い創設されました自動車税分及び軽自動車税分を加え５１１万６,０００円を増額いたしております。

二つ目の枠、款の１０ 地方交付税、項の１ 地方交付税、目の１ 地方交付税の普通交付税につきましては、交付額の決定に伴い２億６４万８,０００円を増額いたしております。

三つ目の枠、款の１４ 国庫支出金、項の１ 国庫負担金、目の５ 災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金（Ｒ１ 災豪雨分）１,１３３万９,０００円につきましては、７月１３日から大雨による道路２件、河川４件の災害に対応するものでございます。

四つ目の枠、項の２ 国庫補助金、目の４ 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、実施予定事業費にあわせ１,５９２万３,０００円を減額いたしております。

次のページをお願いします。

１２ページの一つ目の枠、款の１５ 県支出金、項の２ 県補助金、目の４ 農林水産業費県補助金、節の１ 農業費補助金の飼料用米等利用拡大支援事業費補助金１４６万円、産地パワーアップ事業補助金２２２万８,０００円につきましては、事業実施計画に基づき、それぞれ増額いたしております。節の２ 林業費補助金の間伐等森林整備促進対策事業費補助金につきましては、事業実施手法の変更に伴い３００万円を減額いたしております。

四つ目の枠、款の１８ 繰入金、項の１ 基金繰入金、目の１ 基金繰入金につきましては、前年度繰越金による一般財源の確保ができたことにより、財政調整基金繰入金を１億５,７１０万円、公共施設整備基金繰入金を３,７４４万円、それぞれ減額いたしております。

一番下の枠、項の２ 特別会計繰入金、目の１ 特別会計繰入金につきましては、前年度における一般会計から各特別会計への繰出金の精算として、介護保険特別会計繰入金２,７０６万円のほか、全５会計分２,９６０万８,０００円を増額計上いたしております。

１３ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の１９ 繰越金、項の１ 繰越金、目の１ 繰越金の前年度繰越金３億７,８９０万８,０００円につきましては、前年度決算剰余金の確定に伴うものでございます。

三つ目の枠、款の２０諸収入、項の５雑入、目の３雑入におきましては、宇城広域連合負担金前年度決算剰余金返還金２,６２７万８,０００円を増額し、一番下の町道北野柚木線改良工事負担金（山都町分）５８４万８,０００円を減額いたしております。

次のページをお願いします。

１４ページ、款の２１町債、項の１町債、目の１総務費の臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴い１,３４４万２,０００円減額いたしております。目の６土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業費の減額、並びに過疎対策事業債の配分予定額の減額により、過疎対策事業債（公共土木施設整備事業）を３,７００万円減額し、町道維持工事における局部改良分や過疎対策事業債から振り替えるものとして、旧合併特例債事業債（公共土木施設整備事業）を７,１００万円増額いたしております。

１５ページをお開き願います。

３の歳出でございます。

款の２総務費、項の１総務管理費、目の３財政管理費におきましては、地域振興基金積立金を縮減額の確定により２１３万３,０００円減額いたしております。

次のページをお願いします。

１６ページ、一つ目の枠、目の１１財政調整基金、及び目の１２特定目的基金におきましては、節の２５積立金において、財政調整基金に２億円、減債基金に３,７００万円、公共施設整備基金に３,０００万円、平成２８年熊本地震復興基金に１,８７２万２,０００円をそれぞれ積み立てることといたしております。

１７ページをお開き願います。

一つ目の枠、款の３民生費、項の１社会福祉費、目の５介護保険事務費の繰出金１,７７７万４,０００円、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護給付費の見込み増により一般会計が負担すべき法定負担分及び事務費分として計上いたしております。

１８ページをお願いいたします。

一つ目の枠、款の４衛生費、項の１保健衛生費、目の７水道施設整備費におきましては、水道事業基金積立金３,０００万円、簡易水道事業特別会計繰出金５７０万４,０００円をそれぞれ計上いたしております。

二つ目の枠、款の４衛生費、項の２清掃費、目の３し尿処理の宇城広域連合負担金し尿処理施設費２,７７９万２,０００円の減額は、汚泥再処理センター更新事業の財源組替によるものでございます。

１９ページをお開き願います。

款の５農林水産業費、項の１農業費、目の５畜産業費におきましては、飼料用米利用拡大支援事業費補助金１４６万円を計上いたしております。目の６農地費におきましては、節の１３委託料に夏水用水路頭首工整備工事測量設計業務委託料５００万円を計上しております。その下、重機借上料２７０万円、生コン、砂利等原材料費２２０万円、用地購入費２１万３,０００円、立木等補償費１万円につきましては、旧釈迦院ダム事業関連の国道４４３号改良に併せ、中地区前田用水を改修する費用でございます。

次のページをお願いします。

２０ページの項の２林業費、目の３造林事業費の町有林造成事業委託料の減額６１０万円、間伐等森林整備促進対策事業負担金の増額３００万円につきましては、事業実施手法の変更による組み替えでございます。

二つ目の枠、款の６商工費、項の１商工振興費、目の２観光振興費におきましては、１２の役務費におきまして、脇瀬橋周辺の桜の木伐採手数料２４万５,０００円、桜の木植栽手数料８万２,０００円、それぞれ計上いたしております。

２１ページをお開き願います。

二つ目の枠、款の７土木費、項の１土木管理費、目の１土木総務費におきましては、対象外等１１件を見込み、老朽危険空き家等除去推進補助金９５０万円を計上いたしております。

三つ目の枠、項の２道路橋梁費、目の２道路維持費、節の１５工事請負費におきまして、町道第一高木線ほか１１路線の町道維持工事費５,２００万円を計上いたしております。目の３道路新設改良費、節の１３委託料につきましては、社会資本整備総合交付金事業により、町道鳥越線１,０００万円、道路整備交付金事業により町道中津線の設置費３５０万円をそれぞれ計上しております。節の１５工事費８５０万円の減額は、社会資本整備総合交付金事業及び道整備交付金事業の事業内容の変更によるものでございます。その下、用地購入費３００万円、立木等補償費１,３００万円につきましては、社会資本整備総合交付金事業における町道勢井下福良線並びに町道太刀高江線に係るものでございます。

２２ページをお願いします。

二つ目の枠、款の７土木費、項の３河川費、目の２河川維持費におきましては、大沢水川の河川維持工事費４００万円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

２３ページ、三つ目の枠、款の９教育費、項の４社会教育費、目の１社会教育総務費の文化センター駐車場整備工事費６００万円につきましては、老人福祉センター駐車場に接する箇所のスロープ工事を追加するものでございます。また、今村集

会所改修工事費 850 万円につきましては、倉庫及び洋間の増築等に係る改修費となっております。

24 ページをお願いします。

三つ目の枠、款の 10 災害復旧費の項の 2 公共土木施設災害復旧費、目の 2 国庫負担災害普及費におきましては、災害復旧工事費 700 万円、災害復旧工事費 1,700 万円をそれぞれ計上いたしております。

四つ目の枠、款の 11 公債費、項の 1 公債費につきましては、前年度において事業完了できなかった分の町債償還に係る元金及び加算金、合わせて 377 万 3,000 円を計上いたしております。

以上で、議案第 64 号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第 64 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 65 号、美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第 65 号について、ご説明申し上げます。

別冊の、議案第 65 号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）をご覧ください。

議案第 65 号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,125 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 9,175 万 4,000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 10 日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 2、歳入でございます。

第 7 款、第 1 項繰越金につきましては 6,125 万円を追加しております。前年度決算剰余金を繰越金として計上したものでございます。

5 ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

第 6 款、第 1 項基金積立金につきましては、第 1 目国民健康保険基金積立金におきまして 3,562 万 6,000 円を追加しております。前年度決算剰余金の一部

を、国民健康保険基金に積み立てるものでございます。

続きまして、第8款、第1項償還金及び還付加算金につきましては、一般被保険者保険税還付金と、それに伴います還付加算金の不足が見込まれますので、計53万円を追加しております。

続きまして、第8款、第3項繰出金につきましては、第1目一般会計繰出金におきまして2万9,000円を追加しております。前年度の一般会計繰入金を精算するものでございます。

第9款予備費につきましては、歳入歳出予算の調整により2,506万5,000円を追加しております。

以上で、議案第65号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第65号の内容説明を終わります。

次に、議案第66号、美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第66号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊の補正予算書、第1号の1ページをお開き願います。

議案第66号、令和元年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和元年度美里町の土地取得特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございませう。

歳入につきましては、前年度繰越金を9万9,000円増額いたしております。

次に、3の歳出でございませう。

歳出につきましては、予備費を9万9,000円増額いたしております。

以上で、議案第66号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第66号の内容説明を終わります。

次に、議案第67号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第67号につきまして、ご説明申し上げます。

別冊、補正予算書（第2号）の1ページをお開きください。

議案第67号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

令和元年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,200万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,361万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

今回の補正の主な理由といたしまして、平成30年度の繰越額の確定及び保険給付費の見込み額の増額に伴うものでございます。

5ページをお開きください。

2の歳入につきましてご説明申し上げます。

1段目の枠をお願いいたします。款3国庫支出金です。目1介護給付費負担金2,131万9,000円。

2段目の枠、をお願いいたします。同じく国庫支出金です。目1調整交付金1,326万2,000円。

3段目の枠、をお願いいたします。款4支払基金交付金です。目1介護給付費交付金、節1現年度分3,837万6,000円。

4段目の枠、をお願いいたします。款5県支出金です。目1介護給付費負担金、節1現年度分2,487万3,000円を計上しております。これは介護給付費の見込み額の増額によるものでございます。

なお、3段目の枠、款4支払基金交付金、節2過年度分1,073万8,000円及び4段目の枠、款5県支出金、節2過年度分754万3,000円につきまして、30年度の実績によるものです。

最後の枠、をお願いいたします。款5県支出金、項2県補助金、目3介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、節1介護基盤緊急整備特別対策事業補助金2,120万8,000円。これは医療機関より申請があり、介護医療に転換整備するために、既存の施設の拡張整備等を行うための県の補助金でございます。同じく、節2施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,480万円、これも介護医療院への転換整備に伴います人件費、研修費、備品購入費としての県補助金でございます。なお、充当先につきましては、7ページ、歳出の1段目の枠、款1総務費、負担金、補助及び交付金へ充当しております。

6ページをお願いいたします。

款7繰入金、目1介護給付費繰入金1,776万6,000円。

2段目の枠、同じく繰入金、目1介護給付費基金繰入金2,700万円をそれぞれ計上しております。これは保険給付費見込み額の増額に伴います繰入金でございます。

最後の枠、お願いいたします。款8繰越金、目1繰越金、前年度の繰越金として2,511万5,000円計上しております。

7ページをお願いいたします。

3、歳出につきましてご説明申し上げます。

最初の枠、款1総務費、目1一般管理費、節19負担金、補助及び交付金3,600万8,000円を計上しています。これは、歳入でご説明いたしましたとおり、医療機関が開業医療院へ転換整備を行うためのものでございます。

2段目の枠、お願いいたします。款2保険給付費、目1介護サービス等給付費、節19負担金、補助及び交付金1億4,213万3,000円を計上しております。これは介護給付費の見込み額の増額によるものです。なお、見込み額の積算根拠といたしまして、施設介護サービス給付費の平成30年度、令和元年度の4月から7月診療分の増減額及び月平均給付費を算出し、決算見込み額を積算したのです。4月から7月診療分につきまして5,700万円の増、月平均給付費が6,600万円、本年度当初予算額6億4,800万円に対しまして、決算見込み額7億9,000万円と試算し、1億4,213万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、3段目の枠から、8ページ、1段目の枠につきましては、財源の組み替えでございます。

8ページ、3段目の枠をお願いいたします。款4基金積立金、目1介護給付費基金積立金1,169万9,000円につきましては、平成30年度精算に伴う基金積立金でございます。

9ページをお願いいたします。

款5諸支出金です。1他会計繰出金、一般会計繰出金として2,706万円を計上しております。これは、平成30年度の実績に伴うものでございます。

最後の枠、お願いいたします。款6予備費です。歳入歳出の調整のため30万円を計上しています。

以上、議案第67号につきましての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第67号の内容説明を終わります。

次に、議案第68号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第68号について、ご説明いたします。

別冊、補正予算書、1 ページをお開き願います。

議案第 6 8 号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 0 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9, 6 3 8 万 8, 0 0 0 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 1 0 日提出 美里町長 上田泰弘

4 ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

繰越金につきましては、事業決算によります繰越金の確定で 8 0 万 2, 0 0 0 円の増額としております。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費の一般管理費の償還金、利子及び割引料の浄化槽市町村整備事業使用料還付金として 4, 0 0 0 円計上しております。繰出金、一般会計繰出金につきましては、繰越金確定額 8 0 万 2, 0 0 0 円から、今回計上しております浄化槽使用料還付金 4, 0 0 0 円を差し引いた 7 9 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

以上で、議案第 6 8 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第 6 8 号の内容説明を終わります。

次に、議案第 6 9 号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第 6 9 号について、ご説明申し上げます。

別冊の、議案第 6 9 号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 1 号）をご覧ください。

議案第 6 9 号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 万 1, 0 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 9 4 6 万 4, 0 0 0 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第4款、第1項繰越金につきましては47万1,000円を追加しております。前年度決算剰余金を繰越金として計上したものでございます。

次に、3、歳出でございます。

第3款、第2項繰出金につきましては、第1目他会計繰出金におきまして1万1,000円を追加しております。前年度の一般会計繰入金を精算するものでございます。

第4款予備費につきましては、歳入歳出予算の調整により46万円を追加しております。

以上で、議案第69号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第69号の内容説明を終わります。

次に、議案第70号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第70号について、ご説明いたします。

別冊、補正予算書、1ページをお開き願います。

議案第70号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ741万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,586万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金につきましては570万4,000円の増額としております。これにつきましては、歳出予算の財源として計上しております。

繰越金、前年度繰越金につきましては、事業決算によります繰越金の確定で171万1,000円を増額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

一般管理費の委託料の水道布設替え設計業務委託料につきましては、県発注の砥用地区特定農業用管水路特別対策事業に伴います水道管布設替えの設計委託料として70万4,000円計上しております。工事請負費の水道管布設替え工事につきましては、町道船津今村線改良工事に伴います水道管布設替え工事費として500万円計上をいたしております。償還金、利子及び割引料の水道使用料等還付金につきましては、1,000円計上しております。繰出金、一般会計繰出金につきましては、繰越金確定額171万1,000円から、今回計上しております水道使用料等還付金1,000円を差し引いた171万円を計上しております。

以上で、議案第70号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第70号の内容説明を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定をしました。

明日11日水曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後2時56分

第 2 号

9 月 1 1 日（水）

令和元年第3回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月11日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順番（1）4番 坂田 竜義 議員

順番（2）10番 福田 秀憲 議員

順番（3）1番 高田 美千子 議員

2. 出席議員（12名）

1番 高田 美千子 君	2番 光井 博幸 君
3番 今田 政行 君	4番 坂田 竜義 君
5番 上田 孝 君	6番 松永 正憲 君
7番 中川 政司 君	8番 吉田 起登 君
9番 上村 則幸 君	10番 福田 秀憲 君
11番 濱田 憲治 君	12番 吉田 美好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上田 泰弘 君	副町長 吉住 慎二 君
教 育 長 吉永 公力 君	総務課長 宮 寄 幸仁 君
企画情報課長 下田 幸輔 君	税務課長 田 上 和則 君
住 民 課 長 山田 輝臣 君	福祉課長 中 村 武志 君
健康保険課長 松永 栄作 君	経済課長 富 永 英司 君
林務観光課長 高田 浩幸 君	建設課長 長 井 寿浩 君
水道衛生課長 北島 浩徳 君	会計課長 池 永 英治 君
学校教育課長 坂 村 浩 君	社会教育課長 中 川 幸生 君

5. 事務局職員出席者

事務局 長 倉田 辰実 君 書 記 津 田 里美子 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、那須主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（吉田美好君） 日程第1、一般質問を行います。

通告があつておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め1時間以内となっておりますので申し添えます。

4番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○4番（坂田竜義君） 4番、坂田竜義でございます。通告に従いまして、4点ほどお伺いしたいと思っております。

まず、1点目は公共施設等マネジメント計画について、2点目が地方創生総合戦略について、3点目が第32次地方制度調査会の中間報告について、4点目が会計年度任用職員制度について質問をいたします。

まず、1点目の公共施設マネジメント計画についてということですが、既にこの計画書がですね、29年の2月に出されております。この計画に基づきまして、これを基本にいろいろお尋ねしていきたいというふうに思います。一応、28年度からの計画ですけれども、一応5年おきの見直しということで、28年から数えますとちょうど4年目にあたります。来年、来年度が見直しの時期に、5年ごとの見直し時期になるところでございますが、これ詳しく、いろいろまた再度ずっと見てみますとですね、かなり詳しく、各施設ごとの仕分けがですね、できておりまして、横軸にその施設の性能、縦軸には利用運営状況ということで、評点5点満点でずっとこの仕訳がしてございます。それで、町域の施設それぞれ公営住宅を含めてですね、学校、区分されまして、A B C Dということ区分されておまして、大体Dという、一番左の下ですね、このDというのが大体その廃止または再生の対象の施設ということで、かなり細かくですね、分けられておるところでございます。

一応、総務省のこの、昨年の4月に総務省がですね自治財政局から指導文書が出ておまして、運営指針の見直しといったものが出ておりますし、いろんなその考え方についてもマニュアル等で示されておりますけれども、基本的にこの個別施設計画についてはですね、この総務省の指導文書によると、令和2年度までにつくりなさいと、こういう指導があつてるかというふうに思いますけれども、まず1点目に、この個別の施設計画について、この策定がどうなっておるのかですね、お尋ねいた

します。

○議長（吉田美好君） 総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

美里町公共施設等マネジメント計画は、平成28年度、29年の3月に策定され、中長期的な視点で施設の計画的な管理運営を図るため、対象期間を2055年度までの40年としております。計画の具体的な推進を図るための個別計画は、令和3年度までに策定することとなっております。未だ策定には至っておりません。本年度中に利用庁舎の個別施設計画の策定を行い、それを参考に、他の施設の個別施設計画を策定する方向で進めてまいりたいと思っております。

また、各小中学校の個別施設計画につきましては、専門の業者に委託し、本年度中に策定することとなっております。

建物以外の道路、橋梁及び上水道等のインフラにつきましては、現時点で策定しております長寿命化計画等を個別施設計画と位置づけて運用していくこととしております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、大体、令和3年度ですか、令和2年度中じゃないですか。はい、そうですか、このまあそれはいいですけど、私は地方議会人ってそこに議会の控室にありまして、雑誌の中には令和2年度中に出たというのが出ておりましたものですから。いや、いいですか、ちょっと。

○議長（吉田美好君） 議長をとおしてください。坂田君。

○4番（坂田竜義君） 5年ごとに見直しますよってなつとるでしょう。だけん、28年度、29、30、31、32、この令和2年度が5年目になるですよ。だからその5年のうちに個別の管理計画をつくりなさいということだろうと私は思いますけど、違ったですかね。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

公共施設マネジメント等計画の中の資料にございますけども、平成28年度に策定いたしております、平成29年度から始まっております。その関係で、最初の5年間を令和3年度というふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） ああ、そうですか。私は、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、いずれにしても、総務省の指導文書によりますと早急に個別に施設計画を

つくりなさいということには変わりはありませんので、早急にこれはお願いしておきたいと思います。

2点目のファシリティマネジメントの導入ということで、この計画書の中にもですね、わざわざ注意書きをしてございまして、ファシリティマネジメントとは何かということの言葉のですね、用語の解説がされているところでございます。先ほど引用しましたこの地方議会人の7月号にですね、たまたまこの公共施設マネジメント計画の特集が組まれておりまして、ずっと一応目を通しておるところでございます。その中で言っておりますのは、このファシリティマネジメントというのは、企業団体など全施設及び環境を経営的な視点からですね、総合的にこの企画管理に関する、活用する経営管理活動ですと。要するに、経営的な視点で捉えてくださいという考え方でですねいくべきであるというのがですね、大体大方の今流れになっておりますと。実証の指導文書の中にもそういうことが出ておるわけでございますので、このファシリティマネジメント、非常に横文字でですね、わかりにくい言葉ではございますけれど、この基本的にこの公共施設を将来的に、40年にわたって30%削減するということの計画のようでございますが、既にもう先ほど言いましたA B C DのDに区分けしている部分についてはですね、もういつでも廃止がしてもいいようなところが多いと、このように思います。もちろんそれはあとで出てきますように、住民の理解がないといけないわけですが、こういうファシリティマネジメントのこの考え方ですね、この点についてはどのように、この計画の実施にあたって活かしていくのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

ファシリティマネジメントにつきましては、公共施設を一つの資源として捉え、総合的かつ経営的観点をもって管理運営しようという考えと認識しております。町のマネジメント計画自体が、ファシリティマネジメントを進めるための基本方針を示したものであり、今回、議員が監査委員として報告されています決算に関する審査意見書の中にも、ファシリティマネジメントの概念に沿い、地域住民の理解と協力を得るためにも、個別施設の運用、管理計画を早急に策定されたいとのご意見をいただいております。まさにそのとおりであり、これからは維持管理だけではなく、総合的な視点に経営的な視点を加え、施設の質及び量を見直し、効率的、効果的に活用していく施設の経営管理が大切であると考えております。

マネジメント計画の中でも、量の最適化として将来の人口規模に見合った保有、施設保有量の最適化、コストの最適化として、効果的で効率的な施設の管理運営を基本目標に掲げており、PPP公民連携や、PFI民間活用など、民間資金やノウ

ハウの代替性も考慮しながら、ファシリティマネジメントを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） はい、大体そういうことですので、取り組みをお願いしときたいと思います。

一応地方議会人の７月号の中にですね、この総務省の自治財政局の企画係長という方が投稿されておりまして、要するに一つ管理計画の策定にあたっての指針の改定ということの中に、この推進体制のことがですねうたわれております。きちっとその計画、計画だけきちんとしたものがこの冊子でつくられておりまして、立派なものができておりますが、もうつくったら終わりじゃだめだよということで、このPDCAサイクルということで、きちんと順次計画的この着実に進めてくださいよということで、３０年の４月に改めて総務省から、指導文書も出ているというふうに考えております。一応、この計画書の中にも推進体制については一応うたわれておりますけれども、現状のこの推進体制と、推進体制の動きですね、そのあたりは今どうなっているかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

公共施設マネジメント計画の推進につきましては、役場内に推進本部を設置して、計画の推進や評価、見直し等を行い、そのために総務課が横断的な窓口となって、公共施設の状況の一元管理、施設更新等に係る各課との調整を行っていくこととしております。また、外部からの意見も反映させるべく、推進委員会を組織して計画推進に対する評価や提言をいただくように考えておりますが、現時点ではそこまで至っておりません。今後、個別施設計画の策定を進め、その進捗に応じてご意見をいただき、５年ごとの見直しや必要に応じた計画の変更を進めてまいりたいと考えております。

さらに、適宜町民への情報提供を行い、情報の共有や合意形成を図り、施設提供サービスの最適化にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） はい、もうぜひ、今の現状を見ると、なかなか進んでいないような現象も見えますので、できるだけ着実にこの計画を進めていただきたいと思います。いずれにしても、この、ここにも先ほど引用した雑誌の中にもいろいろな人が投稿しておりますけれども、一つ大きな、やっぱり大事なところは首長の判断

というか、リーダーシップというか、非常にこれは求められると、こういうふうになっておりまして、そのあたりについて町長にお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まあ、このマネジメント計画を策定するにあたりましては、アンケート調査も実施をさせていただいております。その中で多くの町民の方々が身の丈にあった施設量にしたほうがいいんじゃないかというようなアンケートの答えを出されているところでございます。

ただ、その一方、非常に災害も増えておりまして、その災害の避難所になるような施設、そういったところの機能強化もこのアンケートでは上がってきております。そういった点におきましては、それらの意見を計画には反映しています。いるものの、今後、統廃合、あるいは施設の機能強化というのは図っていかねばいけないと思っています。ただ、それを進めるためには、今現在利用されている住民の方々に対しまして、周知、あるいは説明をですねしっかりとしていかなければいけないと思っています。そういった意味では、やはり地区地区に、そのときがくればですね、地区地区に入って、そしてしっかりと説明をしながらご理解をいただくように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 構想日本という組織がございしますが、この構想日本というのが、施設の仕分けということで各自治体に入って、具体的なプレゼンとかをしながら、作業を進めておられますが、要するにこの、ここでは香川県の高松市の例で示してございますが、やっぱり住民からすると、総論賛成でいざ自分の関係するところが廃止されるとかなると、反対と、総論賛成、各論反対のところはかなり多いということと言われております。そういったことで、推進体制の中に、いわゆる執権の、それだけ執権を有する方たちもかなり入っておられると思いますし、そういう委員の方たちと具体的には、当然住民の座談会とか、該当する地域からそういう利害関係者からの意見聴取とか調整をしながら、最終的には決めていかなければいけないということですので、この点についての住民の理解と、一回座談会で一応話は出ておりますが、座談会自身が、参加者がずっと見てますと、三百何十人なんですね。箇所は多いけれども、夜の7時とか8時に集まれと言っても、なかなかやっぱり難しいですね。で、直近の参加者数というのは三百何十名ということで、確認、記憶しておりますけれども、それはそれで座談会は座談会としてやりながら、例えば、町全体でワークショップのような形で、関心のある方たちを寄せてするとか、いろいろ手法を、知恵を出してその、この住民に対する理解を深めるためのそういう取り組み、この点についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 先ほども少しその理解について触れさせていただきましたけども、やはりこれからですね、本格的に対峙していくためには、しっかりと地域に入って、そして座談会もそうですし、今議員からもご提案がありましたけど、ワークショップ、そういったものを、いろんな知恵を出しながらですね、一回、二回の説明でひょっとしたら理解もしていただけないかもしれませんし、知恵を出しながら、そして説明を尽くしながら、そして将来をですね、やっぱり、将来図ってというか、例えば、将来こうなっていくのでこれはもう削らせてくださいとか、統廃合させてくださいとか、そういったのをしっかり、未来予想図みたいなものを示しながらご理解をいただくように努めていかなければいけないというふうに考えるところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） なかなか言うようには簡単には進まないと思いますけれども、いずれにしても住民の理解がないとなかなかこの確実に進めることはできません。このファシリティマネジメントに対する関心が高まってきた背景には、複合多機能多目的施設が整備された、あるいは指定管理者制度が導入された、また3点目に公共施設の老朽化耐用年数期限等の関係から、施設の更新等の時期を迎えている。あるいは市町村合併に伴い、膨大な保有地や類似の施設保有が増えていると、こういったことが背景になっておるというふうに思います。まあ資産経営の観点から進んでおりますのは、青森、浜松、石川とか例が示してございますけども、この資産経営の観点から保有財産の適正化、あるいは保有財産の利活用、維持管理コストの最適化、こういったことが必要であるということで、具体的に東北大学の先生が、具体的な論文で示されておりますけど、非常に参考になりますので、これも総務課長は地方議会人の7月号をぜひ見ておいていただきたいと、このように思います。

それでは、2点目に移っていきたいと思います。2点目は、この地方創生の総合戦略についてでございます。これもこの5カ年、地方創生の総合戦略というのが分厚いものが印刷物で配布されておりますけども、これも5カ年計画の最終年にあたるということで、既にもう6月には内閣の骨太方針の中で、新たに次の5年間もやりますよというのはですね、決まっているわけでございます。一応この5カ年の最終年にあたって、どのような成果、どのような変化がもたらされたのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

美里町ひと・しごと・創生総合戦略は、国と熊本県の総合戦略を踏まえまして、

四つの基本目標を設定し29の施策に基づき、平成27年度から取り組んでおりまして、ご質問のとおり今年度が最終年度となるところでございます。平成30年度の進捗につきましては、現在取りまとめを行っているため、平成29年度の進捗状況を基に主だったものをご説明いたします。

まず、第1に基幹産業の再生と安定した雇用の創出の取り組みでは、営農リーダー育成講座受講者数が目標を上回り、これをきっかけとしまして、受講者による新商品開発などへの取り組みも目標を上回る状況となってきております。

次に、観光を軸とした産業、商工業、育成支援の面では、フォレストアドベンチャーが熊本地震や豪雨災害の影響の中から、積極的なPRに努めることで、目標値を大幅に上回る回復ぶりでありまして、これに伴いまして、ダム湖周辺の入込客数の増加を目指した新たな取り組みへの進展が図られているところでございます。

次に、移住希望者への情報提供につきまして、ホームページでの空き家情報の提供や主要都市での移住相談会の開催への参加を率先して行っております。このことで、相談件数が目標以上に増加してきております。

最後に、子どもたちの豊かな心、たくましい体の育成としまして、地域の支援を基に、熊本版コミュニティスクールを全校で取り組まれており、地域ぐるみでの学校支援の協力体制が整えられてきております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） まあ、口頭でのあれです、分厚い計画ができておりまして、その項目ごとにKPIということで数値目標が示されております。当然、この新しい計画をつくる上では、この5年間の措置目標の達成状況というのをきちんと押さえた上で、新たな計画が策定されるものというふうに思いますけれども、この数値目標の達成状況、これは個別に聞きよるとかなり時間がかかりますので、特徴的な部分について、この数値目標の達成状況を、これはどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

KPI、重要業績評価指標と申しますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、四つの基本目標ごとにご説明をしたいと思います。これにつきまして、美里町ひと・しごと、創生総合戦略審議会に評価を受けながら、このKPIの指標を出しておりますけれども、まず1番目、基本目標1の「基幹産業の再生と安定した雇用の創出」につきましては88.9%、基本目標2「美里町への新しい人の流れをつくる」につきましては55.4%、基本目標3、「結婚・出産・子育ての

地に選ばれる環境をつくる」につきましては96.1%、基本目標4、「時代に合った地域、暮らしやすいまちをつくる」につきましては83.3%の評価を見ております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） それはわかりましたけども、特に、もともとこれは地方創生が始まったきっかけになるのは、大きな目的、目標というのは人口減少対策なわけですね。この人口減少対策については、この5年間について何か特徴的なものがございますでしょうか。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

それぞれの基本目標の中に、それぞれにやはりおっしゃいましたように、人口減少対策に関連するものはつながりがございますけれども、施策として主にお示しできる形としては、移住促進に関する相談会や空き家等を見ますと80%を上回る達成率になっております。

そして、子育て環境の面から見ますと、結婚後の出産に係る祝い金の支給や、家庭への相談体制などの充実、子ども医療費助成や延長保育など90%近くに達している状況でございます。

なお、人口につきましては、7月末現在の9,987人から、8月の現況としまして9,975人、12人の減となっております。この中身は24人の増、減が36人ということで、減のほうがやはり増を上回っている形ではございます。ただし、世帯で見ますと、7月に4,226戸、8月では4,235戸と、世帯数では9世帯が上回っている状況となっているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員おっしゃいますように、人口減対策というものを大きな目標でやってきております。ただ、これは全国的に見ても、やはり例えば九州であれば福岡に集中する、日本全国で言えば東京に集中してしまう、関東圏に集中してしまう。熊本県内においてもやっぱりそういうところが出てきているのかなというふうに考えています。

今、子育て環境を充実させたり、いろんな企業誘致をして働く場所を確保したりとか、あと空き家に登録をして移住定住を図ったりということを今やっているところでもありますけども、なかなか思うような成果が出てないというのが実情だ、現実だというふうに思っています。さらに、何かまたひと手間を加えてですね、もっと

PRしていく必要があるのではないかと思うところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） これはもう基本的に、その自治体の責任でないというのは私は基本的に思っておりますけれど、国の責任だと思います。この地方創生が本来目指しているものは、日本全体の人口減少の克服だということで出発しているというふうに思います。出生率を1.4から1.8に引き上げるということの大きな目標が掲げられておりますが、直近の出生率の資料を見ますと、1.42というのが最近の新聞記事で出ておりました。なかなかこの1.8に近づかないというような状況であらうというふうに思います。今、一億二千何百万なんですが、2060年に1億人を確保するというのが地方創生の一番初めに書いてある目標でございます。この中に東京一極集中の是正とかですね、地方での仕事づくり、地方への移住を進めると、立派な言葉が並んでおりますけども、現実にはそういうことになっていないということだろうと思います。

この経済産業省のホームページの中に、未来投資戦略というのが出てきまして、ソサエティ5.0とか出てまいります。非常に中身はなるほどだと思いますけども、非常にまあ一般的に、なれそめ、なかなか理解しがたいというか、大きな立派な論文ではありますが、そういった基本的な考え方を示されておりますが、なかなか一般国民には、そういうことが理解されていないまま、このずっと進められておるような気がします。

次に、産業連携協議会ですね、これは資料も全協で確か資料をいただいておりますので、これはフェイスブックでもですね、美里スタイルということで随時出ておりますので、全部、たいがい私ももう見ておりますが、よくやっているなというふうに思います。この産業連携協議会の中身の資料の中にですね、大体この地方創生の計画、5年がそのまま続くかどうかわからない時点の判断だと思いますけども、このあと、継続検討会議というのが設けられまして、まあこの地方創生の推進交付金がもう来なくなった場合の想定だと思いますけれど、再生エネルギーの売買とか、観光業者生産加工業者を会員とした仮称の観光物産協会をつくるとか、いろいろこういう案が示されております。ただ、一応これは推進交付金が来ない場合はということだろうと思いますけれど、新たに5年間を、地方創生の戦略を立て直して計画が始まるということでございますけれど、このその中での産業連携協議会、これはどのような形で進められるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

産業連携につきましては、この前、全員協議会の中でもいろいろ今の現況をそれ

それぞれお知らせいたしたところでございますけれども、この産業連携協議会は、平成28年度から町内の農業、商業、工業、観光業などの団体、個人により設立しまして、ヘルスケア産業等の振興をはじめとした健康長寿プロジェクトの実施団体として、健康関連コンテンツを活用した地域活性化を行っているところでございます。

現在、協議会には観光部会、商品部会、民泊部会、情報部会と四つの部会をつくりまして、それぞれが密接な連携のもとにまちづくりに取り組んでおります。

観光部会につきましては、住民が提供可能な体験型観光について、町内全域から募集しましたところ、10名の提供者により16の案が集まりました。この中で、10月中旬から11月半ばにかけて、4案の実施を決定しておりまして、町内全戸へのチラシ配布と広報誌で体験モニターの募集を行っているところでございます。また、冬及び春シーズンの体験型観光のモニターツアーも近日中に内容を決定する予定であります。

商品部会につきましては、県の産業技術センターや商品開発プロデューサー、経営コンサルタントなどと連携しながら、新商品開発とパッケージを完成、また新たに2品目の開発に現在着手したところでございます。本年5月には、新商品も含めまして、町内の9事業者、約20商品を熊本市街地で開催されました地産地消フェアへ出品、今月11月から12月にかけては、東京国際フォーラムでの開催の町市・村市に4事業者、5商品を出品予定、そのほか11月初旬にグランメッセ熊本で開催の熊本物産フェア出店を予定しているところでございます。

民泊部会では、民泊に興味を持たれた開業を希望される方たちに対し、セミナーや先行事例地の宿泊体験研修、他県の集落内のインナーカフェの視察研修を予定しております。既に、宿泊の開業をされている方や具体的に開業準備中の方もいらっしゃいます。

このような活動の情報を発信するため、情報部会では2名のボランティアセールスマンに協議会のInstagram投稿を依頼しております。協議会のフェイスブックでも、各部会や町内イベントなどについて継続的に発信を行っており、フェイスブックもご存じのように、このような情報の中で、広報みさとにもこの発信内容を毎回掲載しております。そして、協議会のホームページも今現在ほぼ完成したところでございます。さらに、情報発信の講習会やイベントとしまして、今月末には励徳小学校において、5・6年生向けのSNS講習会を総合学習の一環として行い、協議会のInstagramを使った町の情報発信体験を行っていただこうと考えております。

以上のような協議会の今後の活動を継続するためには、先ほどご質問のとおり、自立に向けた組織づくりと、その組織による自主財源の確保が必要となり、その検

討を行っているところではございます。

このため、先進的な取り組みとして視察を行った鹿児島県南九州市のエイオコソ会より理事を招いての講演会を行っております。

先進事例の研修としては、福岡県みやま市のスマートエネルギー株式会社、先ほどおっしゃいました売電事業による財源確保、視察を行いました。

さらに、今後は観光協会の先進地、2地域の候補地を選定し視察を予定しておりまして、今後の協議会のあり方について、検討を随時行っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、しっかり頑張っていただきたいと思います。

一応先日、7月8日の熊日県民アンケートというのが出ておりまして、この地方創生について質問がっております。どちらかという実感しないというのが37%、全く実感しないというのが37%、合わせて74%が地方創生について実感しないと、これは県民のアンケートです。で、実感するというのは5%、どちらかといえば実感するというのと合わせて12%と、こういうことになっているわけでございます。この全国知事会の富山で開かれました全国知事会の宣言というのが出ておりますけれども、知事会の中でも、東京の一極集中を是正して、地方に活力をもたらそうと、こういうことで始めたけれどもなかなか成果が上がっていないというようなことで述べられております。1期5年の成果は乏しいと、こういうことについて全国知事会も言われておりますけれども、さらにこのあと5年間の総合戦略ということで新たにつくられるわけですが、話によりますと、またコンサルタントに委託されるという話もちよっと聞いておりますけれども、おうおうにして、国から約1,000万近いのがきましたかね、第1次ときには。国からお金くるからですね、総合戦略をコンサルに任せると、こういうことはどうかと、このように私は実は思っております。もう少し手間暇をかけても、地域の英知を集めて、地域の現在と未来を真剣に考えてみる、そういう機会も、つくっていただけないかなとそう思います。先ほどのワークショップという話もいたしましたけれども、何かの抱き合わせでも結構ですから、やっぱりぽんと電話帳のようなコンサルがつくった戦略はこうですよって、ぽんとやられても、なかなか全部を我々も、全部目を通すことはできないし、概略的にはつかんでおりますけれども、その中の人口ビジョンというのも出されておまして、まあ2050年、あれは2060年でしたか、もう人口が今9,970何人って言われましたね、それがもう半減するというのが人口ビジョンで出てるでしょう。それに併せて、当然公共施設も関連して

きますね。人口が減るから、利用者が少なくなるけん減らさないかと、というのが関連してきますので、総合戦略の策定、コンサルに頼むのは頼むでいいですけども、なんか改めて住民対象に英知を集めるような、審議会はある、審議会はありますけども、それは一部の人たちです。ですからもう少し町民を、やっぱり全体を対象にした、そういうワークショップみたいな形で、そういうこともぜひ考えていただきたいと、このようにまあ考えております。全国の世論調査でもほとんどこの地方創生という言葉について、何かわからんと、あるいは成果が出てないというのが、新聞記事ですけども大半のおおまかな意見になっているんですよ。だから、今度また交付金をあげて、またコンサルに委託する総合戦略の策定費用もあげますよということで当然くると思いますけれども、それはそれで、もらえるものはもらわないかんとという考えもありますけれども、先ほど言いますように、やっぱり町民のですね英知を結集する場、これをぜひつくっていただきたいと、このように要望しておきたいと思います。

続きまして、3点目に入らせていただきます。

3点目は第32次の地方制度調査会の中間報告についてでございます。

自治体戦略2040構想というのが、2018年の4月26日に第一次報告、同年の7月3日に第二次報告というのが出されました。同じく、同年7月5日に第32次地方制度調査会に諮問、総理大臣のほうから諮問がされております。この自治体戦略2040構想を受けて、直ちに地方制度調査会に諮問がされたと、こういう流れになっております。

そして、2019年の7月31日に、第32次地方制度調査会の中間報告というのがされたところでございまして、特徴的、ポイントとしては、圏域構想、圏域構想というのが非常に大きな課題になっておりますが、この点については継続審議ということになっております。

2点目として、2040年ごろにかけて、人口が急激に減少していくと、そういうことで、インフラ施設の老朽化が深刻になると。3点目には職員確保が困難になる恐れがあるので、自治体の連携強化が必要だと。4点目に公共施設は近隣市町村が連携して、維持管理体制を構築すべきだと。5点目は医療福祉、土木など、専門職員は自治体の枠を超えて配置すべきだ。6点目、先端技術の活用で行政サービスを向上させる。こういう6点にわたって中間報告がされたところであります。

その中で、この自治体戦略2040構想、あるいは第32次の地方制度調査会の中間報告、これを受けて、町としてどのように受け止めておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今回の中間報告は、2040年頃にかけて、地域において対応が求められる変化や課題、また、これらの変化や課題に対応するために、国及び地方公共団体に求めらえる視点や方策について、人・インフラ・空間・技術・社会等の分野にわたって調査審議した内容となっております。同調査会の第3回総会におきましては、全国町村会長でございます嘉島町の荒木会長、荒木委員から報告の中に、地域の枠を超えた連携、組織の枠を超えた連携などの記述が随所にあり、受け止め方を誤ると、強制的な広域行政の推進につながりかねない。今後の議論にあたっては、地方6団体の意見を十分に尊重すべきという旨の発言がなされております。

この点につきまして、私も全く同意見でございます。小規模の市町村が不利益を受けることなく、あるいはその個性というものを消すことなく、それぞれ個性を輝かせることができるように、各市町村で十分な検討を行って、町村会、あるいは地方6団体等で意見を集約して、しっかりですね、やっぱり地方の実情というものを届けてもらいたいというふうに考えたところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 全く私も同じ考えて質問をしておりますけれども、その中にこの圏域構想ということで出てまいります。調査会の課題としては3点ほど整理されておまして、情報システムの標準化・共通化の規制と、2点目に圏域制度、3点目に地域を基盤とした法人と、そういったことで3点課題が示されております。特にその中で、圏域制度ということですね、圏域単位で行政を進めることについて、真正面から認める法律上の枠組みを設けにやならんと。圏域の実体性を確立して、顕在化させ、中心としてのマネジメント力を高めて、広域性を容易にしていく方策が必要だと、このようにかなり踏み込んで記述されております。

こういうことになると、この自治体戦略の2040構想、それを受けて、第32次の地方制度調査会、来年の7月頃に最終的な答申を出すという予定のようですが、そういうことになると、段々最終答申から今度は地方自治法の改正というところまでいくわけですね。そうなってくるともうあっという間になんか今、荒木全国町村会長を兼任され、今町長が答弁されたような懸念されている方向になんかどんどんどんどんいくような懸念を持っております。ですから、そういうことは非常に私は基本的におかしいことであるし、反対でございますし、町村会が取り組まれていることを基本にしてですね、さらに国に対してはですね、働きかけをしていただきたいとこのように今思っております。

この圏域構想について、若干先ほど言われましたけれども、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 圏域の問題につきましては、今後さらに検討が進められ、地方自治関係や各府省の制度に係わる議論がなされるものと思っております。ただ、その中で圏域行政の制度改正自体が目的化することのないよう留意すべきだというふうに考えます。圏域行政の取り組みにおいて、現行の新しい法制度とかという話が出ておりますが、現行の制度の活用ではいけないのかというふうにも思いますし、一部事務組合や広域連合、連携中枢都市圏、現行の広域行政や共同化連携の仕組みの検証を十分に行った上で、各市町村が連携はしつつも、美里町であれば連携しつつも、小さくともきらりと光るまちづくりも達成できると。やはりそういう誰もが納得ができる提案をですね、この圏域構想についてはしていただかなければいけないと思いますし、これはやっぱりしっかり注視していかなければいけない問題だろうというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○４番（坂田竜義君） よろしく、取り組み、地方６団体の中で、とりわけ取り組むべき課題だろうというふうに思いますのでよろしくお願いします。

ずっとこう論調を見てみますと、書き振りを見てみますと、いつもこの人口１万人未満の市町村についてはもう、要するに市町村の総合行政の範疇からもう外して、これはまた３万から５万の自治体にコンパクトシティというか、３万から５万の自治体にまた再編成していこうというような、どうもそういうふうを受け止めるような記述がございます。それは全くもう、１万人だろうが１，５００人だろうが、自治体は自治体でありまして、フルセットのこの自治体行政をされているわけですから、なんか一律に人数で切って、できる自治体、できない自治体とこういう書き方をしておりますが、できない自治体ってえらくご無礼な話だなと、１万人切ったから総合行政ができない自治体なんて。

○議長（吉田美好君） 坂田議員、坂田議員。質問の範囲はその町村の行財政全般というところですから、それ以外のことは発言を。

○４番（坂田竜義君） はい、はいわかりました、はい。

まあそういうことでございます。

一応３点目の、これはちょっと重なりますが、自治体戦略２０４０構想研究会報告との関連で、この、どう受け止めているのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、この自治体戦略２０４０構想、２０４０構想研究会におきましては、バックキャスティングの手法を用いて、将来の危機とその危機を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき課題を整理する。つまり、将来から、その将来から逆算をして今何をやっていくべきかということをやっている、こ

の2040構想研究会でございます。これは政府指針の地域への私は押し付けになってはならないと思ってます。おっしゃいますように、1万人だから何もできないとか、人口が減ったから自治体は消滅すると、そういったことはないというふうに考えています。その上で、自治体戦略2040構想研究会の報告についてでございますが、人口減少が進む2040年に向けて、新たな自治体行政の基本的な考え方が提起され、その内容はスマート自治体への転換、公・協・私による暮らしの維持、圏域マネジメントと二相性の柔軟化、東京圏のプラットフォームとなっております。ただ、これはいずれも圏域行政の推進であるというふうに私は受け止めております。なお、この件につきましても、地方制度調査会の会議の中で、荒木全国町村会長が、周縁部、その周りの町村の自立とは反対に、町村を衰退させ、消滅させかねない危険性をはらんでいると。憲法が保障する地方自治の本旨である住民自治、団体自治の観点からも極めて問題があり、断じて容認できないとの発言をなされております。私も全く同じような思いを持っているところでございます。この2040構想研究会の報告、あるいは今後の議論につきましては、しっかりと注視するとともに、節目節目で地方6団体の意見聴取も行っていきたいというふうに願っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、それでは4点目に入っていきます。

会計年度任用職員制度ということで、1日目の議案の説明の中で条例が制定されましたので、その中身について若干お尋ねをいたします。

2014年7月6日の総務省の行政局、公民部長通知によりまして、任用根拠を適正化しなさいということが出されまして、2016年には総務省の研究会報告が出され、2020年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されると、こういう流れになっておりまして、本町におきましても関連する条例が条例化されたというところでございます。

まあ任用の厳格化ということが、今度の改正の目的であります。特別職の非常勤職員、もう根拠条例は申し上げません。あと臨時的任用職員、会計年度任用職員、それから4点目に給付体系の変更と、この4点が今度の条例、法律条例の中身だろうというふうに思います。基本的に処遇の改善ということでですね始まったものだというふうに考えますけれども、この今度の条例改正によって、非常勤職員が大体50数名おられると聞いておりますけれども、その処遇改善の点を含めてですね、この会計年度任用職員の今度の改正によって、この点はどうなったのかですね、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君）　ご説明申し上げます。

会計年度任用職員制度につきましては、今おっしゃられましたように、来年、令和2年4月1日から施行されることとなっております。今回の定例会におきましても、関連条例の制定についてご承認をいただきました。現在、制度の実施に必要な規則の整備、調整を併せて行っているところでございます。10月初旬までにはその制定を行い、その後、現在任用中の職員への説明会を実施し、任用に向けた手続きを進めてまいりたいと思っております。

職員の処遇等につきましては、昨日の説明の際にも申し上げましたが、会計年度任用職員のパートタイム任用職員がほとんどになるかと思います。現行の賃金におきましては、約6,000万ほどの賃金を全部で支給しております。これが来年、会計年度任用職員の制度に変わりますからは、約7,800万ほど賃金、報酬という形になりますけど上がっていくことになるかと思います。また、期末手当につきましても610万ほど試算で上がるということになっております。また、休暇等も増えてまいりますので、その点処遇が改善されるという点でお休みもあるというところで考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君）　坂田君。

○4番（坂田竜義君）　はい、大体概要はわかりましたが、個別に聞いたわけじゃありませんけども、例の扶養手当との関係で130万とかありますよね。そういった関係で、もう扶養手当に入らなくなるから、ちょっと130万以内で収めてほしいとか、それは個別にあるかもしれませんが、問題はこの未だにはっきりしておらないのが、国の財政措置ですね。国の財源をどうしますというのがまだ出てませんよね。これはどうなるんですかね。

○議長（吉田美好君）　宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君）　この会計年度任用職員への移行に伴う財源につきましては、今議員がおっしゃられましたように、まだ何もお示しもあっておりません。財源の手当てとなる部分につきましては、町としても苦慮をしているところでございますし、今後、県の担当等を通じまして、その辺をはっきり確認していきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（坂田竜義君）　はい、それでは終わります。

○議長（吉田美好君）　これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開を11時10分とします。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、10番、福田秀憲君の一般質問を行います。福田秀憲君。

○10番（福田秀憲君） 議長、10番。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 通告に従いまして、3点の質問をいたします。まず、学校教育について、2番目、耕作放棄地対策について、3番目、太陽光発電についての3点について質問をいたします。

まず、学校教育について質問をいたします。

横文字になりますが、ICT教育ということではちょっと質問をさせていただきます。このICT教育というのは、パソコンやタブレット端末、インターネットなど、情報通信技術を活用した教育ということで捉えております。ICTは、画像や動画等を活用することで、文字では伝えづらいことを視覚や聴覚に訴えかけることにより、楽しみながら効率的な学習ができます。また、発言をしたがらない児童・生徒でも、パソコンを使うことにより積極的に授業に参加ができるというふうな利点があるわけであります。

今回、励徳小学校をモデルとして、ICT教育が実施をされます。このICT授業に伴う予算につきましては、本年の第3回の議会の臨時会で可決をしております。既に2学期が始まりまして、それに併せてICT教育が開始されると思います。このICT教育というのは、なかなか実態として捉えにくいところがありますので、どういうふうな取り組みをされるのか、その導入される機器等も含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） 議員お尋ねの励徳小学校をモデルとした学校ICT環境整備につきましてご説明申し上げます。

議員お尋ねのとおり、国では2020年、令和2年度からの新学習指導要領、文科省が示します教育課程の基準であります。を踏まえまして、教育の情報化の推進が図られているところでございます。この新学習指導要領におきましては、各学校においてコンピューターやインターネット接続ができる情報ネットワークなどの情報手段を活用する環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されています。

また、小学校におきましては、プログラミング教育が必須化されるなど、今後の学習活動におきまして、積極的にＩＣＴ機器を活用することが想定されます。

そこで、本町におきましては、本年度励徳小学校をモデル校として、学校でのＩＣＴを活用した学習活動の充実を図るために、ＩＣＴ機器の環境整備を行っております。今回、励徳小学校に導入しますＩＣＴ機器につきましては、大型提示装置、電子黒板になりますが、を８台、キーボード付きタブレット端末、パソコンになりますが２２台、それらの機器を接続したり、調べ学習のために外部ネットワークに接続する無線ＬＡＮ、アクセスポイント設備になりますが、１０カ所などの整備を行いまして、２学期より授業で活用できる環境となっております。

キーボード付きタブレット端末、パソコンになりますが、の特徴につきましては、今回クロームブックという機器を導入します。このタブレット端末、パソコンにつきましては、壊れにくい、また導入する上でも財政的にも軽減、負担軽減されますことで安価である、また起動が早いということで、授業の中での取りかかりが早い。また、システムに導入されていますオペレーティングシステム、ＯＳといいますが、がクロームＯＳを使用していることで更新が自動でできるということで、アップデートの負担が軽減される。学校で使用するデータは、インターネット上のクラウド方式のため容量が無制限で利用できる。セキュリティに強い、クラウドプライバシーに関する国際基準、ＩＳＯ規格というのがありますが、そちらに、国際基準の機構に登録されているということを聞いております。また、キーボード付タブレットになりますので、タイピング、子どもたちがキーボードを使って入力するタイピングの有効性が図られることなどが挙げられます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 先ほど議員のほうから、実際導入したあとでどんなふうな使い方をするのかというご質問がありましたので、できるだけわかりやすいように具体的な事例を挙げながらご説明したいと思います。

もう２学期から導入をして使い始めるわけですが、例えば、理科の授業では、植物を植えてですね、その成長を観察していくというふうな授業がございます。タブレットパソコンを使って、その写真を撮る機能がございますので、成長の度合いを、例えばホウセンカとか大豆とかが成長していく度合いを、定期的にカメラで撮って、パソコンの中で整理をして、そして大型の電子黒板の中に映してみんなで観察すると、そういうこともできると思います。また、小型ですので持ち運びができますので、総合的な学習の中でそれを持って地域に出かけまして、地域の人からお話を聞いて、そのお話を録音したり、もしくは地域にある文化財を撮影したりして、

そういったことを編集して学校のホームページで、地域であるとか町外であるとか県内に、ずっとこう発信をしていくということですね。

それから、今年はですね、町内の三つの小学校が同じ日程、同じ目的の場所に、この同時に修学旅行に出かけます。向こうで行動を共にする機会があると思いますので、事前に学習するために、テレビ会議で三つの学校をつなぎまして、それぞれ意見交換をしたり、学習したりすることで、現地のほうで交流が深まるというようなことも想定できるのではないかなと思います。

なお、テレビ会議につきましては、将来は町外の学校であるとか、県外の学校との交流もできるんじゃないかというふうに推測をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今、説明いただきましたけれども、この前の説明の中では、ICT教育に併せて、月に4回業務委託をして、支援員を雇うというふうに聞いております。授業の中にICTを取り入れての授業になると思いますけれども、ただいま教育長から理科については、植物の成長とかいうやつを見れるというようなことになりましたけれども、小学校では教科がいっぱいあります。国語、算数、理科、社会、今は外国語もやっている、図工もある、そして音楽があります。全ての学科にそのICTを適用して、取り入れてですね、その授業をしていくのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

まあICT教育というのは、学校の先生を中心にその支援員に補助してもらいながら、その授業をやっていかれると思いますけれども、支援員に全部頼るということとはできないと思うんですよね。支援の方がおられないときには、先生が、担任の先生が中心になってやっていかれて、担任の先生には相当な負担が伴うんじゃないかなという思いがしております。

それと、ICT教育をするには、やっぱり情報って進化していますので、定期的にはやっぱり研修をしていかないと、そのスキルの向上も図っていかないといけないと思うんです。そのあたりはどういうふうに考えておられるのか、お答えください。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

学校ICT支援につきましては、学校でICTを利用した授業が円滑に進むように、教職員や児童・生徒のICT活用を援助する役割を担っていただきます。また、研修におけるICT活用の支援や、学校の公務における利活用の支援も行っていただきます。具体的な業務としまして、今回月に4回以上学校を訪問していただきまして、また、訪問されないときには電話での問い合わせにも対応していただきます。

そのほかに、ＩＣＴ機器の活用支援をしていただきます。また、授業でのＩＣＴ機器の操作、設定、支援をしていただきます。また、学校日誌や学習指導要録等の作成支援を行い、公務の効率化を図っていただきます。教材等の作成支援につきましては、デジタル教材等の作成支援、あと危機のメンテナンス、先ほど研修という話がありましたけども、学校、ＰＴＡ、地域に対する情報モラル等の啓発と研修の実施などの業務を担っていただくところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○１０番（福田秀憲君） 今、説明いただきましたけれども、全ての教科に、相当難しいと思うんですね。国語、算数、先ほどいくつか、六つぐらいありましたけれども、これ全部、ＩＣＴの適用して、そういうソフトがあるんでしょうか。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 学校には、私たちが使っていました教科書、本ですけども、それ以外にデジタル教科書というのがありまして、それをパソコンで大型の画面に映すこともできます。ですから、ここを注目しなさいというときには、アップでその部分の教科書、国語であればこの文章とか、そういうことも可能ですので、そこで線を引くと、指でなぞると赤い線が引くとか、そういうことが可能です。ですから、そういったことをまず教職員のほうが使いこなせるようになって、徐々に授業の中で具体的に使っていくと。ですから、最初からは無理だと思いますけれども、研修を重ねることによっていろんな教科に使っていけるようになるんじゃないかなということで、期待をしているところです。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○１０番（福田秀憲君） ということは、今の教科書がありますけれども、本ベースもあるし、デジタルベースもあるというような解釈をしたいと思います。

それと、このＩＣＴ教育というのは、励徳小学校をモデルに今回実施されますけれども、全小中学校にも広げていくというふうなふうに伺っておりますけれども、その予定というのはどういうふうになっているのか。まあ、ＩＣＴ教育を全小中に広げていくということになると、やはり機器等の購入とかをしなくてはなりませんし、相当なですね、お金と期間といいますか、ある程度期間がかかると思いますけれども、私としてはなるべく早くですね、同じようなレベルでできるようにしていただきたいと思うわけですがけれども、その予定をお伺いしたい。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

励徳小学校で導入しましたＩＣＴ機器の利用性等を考慮しまして、小学校におき

ましては2020年度、令和2年度より新学習指導要領の全面実施に伴いまして、中央小学校、砥用小学校、2校への導入を予定しております。また、中学校におきましては2021年度、令和3年度からの新学習指導要領の全面実施に伴いまして、中央中学校、砥用中学校への導入を計画しております。

財源につきましては、2018年から2022年までの5年間で、普通交付税のほうに算入されております。財政のほうで試算をしていただきましたところ、5年間で約8,400万程度の財源が見込まれるところでございます。今後必要な財源につきましては、今現在どのくらいの機器が必要か、またどういうところにアクセスポイントが必要か、またどういうものが必要かということで検証しておりますので概算は出ておりません。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今のお話では、2022年に考えておられ、21年ですかねまでに中学校まで導入というようなことでお聞きしましたけれども、励徳小学校をモデル校としてするには、そのいいところ、これはいかんだったなというところの検証をです、検証を十分して、それを次にこう、活かしていくというような形でやっていただければと思っております。

それと、いろいろ検討されてますけど、先ほど言いましたように、なるべく同じレベルになるように、早期の導入といいますか、をぜひ町長にもお願いをしておきたいと思います。

次にですね、2020年に小学校、先ほど教育課長のほうから、学校教育課長のほうから説明がありましたけども、小学校はプログラミング教育が必須化されるというふうにお聞きをいたしました。その実施体制とその内容についてお伺いをしたいと思います。というのはですね、いろいろ教科が詰まって、学校も大変な授業内容になっていると思いますけれども、その中で新たにプログラミングの時間を教科として設けるのか、それとも既設の、例えば今の教科の中にそのプログラミングというのを取り入れていくのか、どうなんでしょうか。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） プログラミング教育のことについてお答えをしたいと思います。

2020年、つまり来年の4月から必須化されるわけですが、なぜプログラミング教育というのが必須化したかというのを少し説明したいと思います。

もう、過去に比べますと生活自体がどんどんデジタル化しております。AIの時代もう既にきているんじゃないかと思えますし、10年先がどうなっているのか

ということもなかなか予想しづらいと思います。また、子どもたちもですね、もう7割、8割がスマホを持っているような時代がもうやってきております。そして、今よく使われておりますソサエティ5.0という時代が、もう間もなくやってくるのではないかという、そういうお話さでございます。そういう時代に、今の小さな子どもたち、小学生も含めまして、やがてその子たちが、その将来の日本を担っていくわけですので、今のうちから望ましい教育を考えて指導していこうと、教育をしていこうということで、コンピューターをですね、今なんか私たちはロボットに使われているような雰囲気もありますけども、受け身ではなくて、自分たちのほうからそういったコンピューターを使って、積極的に物事を考えていこうと。プログラミング的思考、つまり論理的な思考を求められるような、そういうことが大事なことだということで、このプログラミング教育が始まったものだというふうに考えているところです。

来年の4月から全面実施されるわけですけども、先ほど議員おっしゃいました、じゃあ次の時間はプログラミング教育の時間ですよという教科があるわけではありません。教科ではありませんので、教科の中でそういう、つまり論理的思考を養いながら授業をしていきたいと思いますというようなことです。学習指導要領の中ではですね、目的が大きく二つありまして、一つはスキル、コンピューターを扱えるスキルを高めていくということと、もう一つはコンピューターを動かすための考え方、つまり先ほど言いました論理的思考力を身に付けていくというこの二つを目的にしております。

そこで、なかなか説明してもわかりづらいので、具体的にですね、一つの事例をお話したいと思います。

例えば、私たちが誰でも利用するコンビニに行きますと、自動的にドアが開きます。そして同時にピンポンというふうに鳴りますし、暗かった室内が明るくなったりします。そういった動作は、コンピューターが制御をしています。一つひとつの「自動ドアが開く」「音が鳴る」「明るくなる」みたいなものは、コンピューターが一つひとつのソフトでこう制御をしているわけですけども、このプログラミング教育というのはですね、パソコンの中で一つひとつのソフトをうまく、どんなふうにもうまく組み合わせたら、ちょうどお客さんが入りやすい状態になるのか、制御してくれるのか、いいサービスになるのか、そういうことをコンピューターの中でうまく組み合わせる、そういう作業をやっていくことをプログラミング教育、論理的に考えていくことというふうに、やっていけばいい、考えればいいのかと思います。ただ、簡単にはいかないと思います。試行錯誤、失敗を繰り返しながらやっていく、そういう論理的な思考を養うことを小学校でもやりましょと、その段階からやり

ましようということだと思います。ですから、教科の中では、簡単にはいきませんが、常にそういう目的を持って、例えばタブレットの中でそういう練習をしていく、積み上げていく、失敗しながら最終的な目標に、タブレットの中で、パソコンの中で動作を見つけていく、そういうことを、そういう力をつけていこうということです。将来の子どもたちが生きるためには、やっぱり今のうちからそういう能力を身につけていこうというのが、このプログラミング教育のねらいだというふうに思っているところです。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今、先ほど言われましたように、子どもたちは7、8割ぐらいはもうスマホを持っているということです。もうタブレットあたりはスマホの大型というような感覚でいくと、今の子どもたちはもうパソコンでも何でも、もうすぐに慣れていくというか、その中に私は入っていけるというふうに、あとは教え方の問題かなというふうに思っています。この必要な機器とか機材、こういうのは県で統一されたものを多分導入されると思うんですけども、使用する、子どもたちに教えるプログラム言語、これはいっぱいありますよね。スマホに使っているやつとかありますけども、そのあたりは、まあ低学年用、高学年用とか、いろいろやっぱりあると思いますけども、そのあたりは統一されて、例えば何ですか、組み合わせで使うようなスクラッチとかいうようなプログラム言語もありますけども、そういうやつ、使うやつはもう決まっているのか。

それとですね、今度教えられますけども、初めて必須化されて教えられます。その先生の教え方によってもですね、いろいろやっぱり私は学校間の差なんかが出てくるんじゃないかなと思いますけども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 先ほどご質問がありました国が示しているものはあるのかというようなことですが、一人、タブレットを1台持っているのが理想ではありますが、予算的にそうはいきませんので、国は3クラスに、1クラス分ぐらいはあったほうがいいだろうというようなことを示しているところです。ですから、まあそれを基準に励徳小では22台ということで検討しております。これから導入します学校につきましても、そういった国の基準は満たすようなことで考えているところです。

それから、高学年、中学年、低学年とありますけども、先ほどおっしゃったスクラッチというのがありましたけども、それについては支援員もいますので、一番学校の教員が使いやすいようなやり方といいますか、そういうシステムを考えながら導入をしていきたいというふうに思っているところです。

それから、ひょっとしたら子どもたちのほうがかえって覚えるのが早いということがあるかもしれません。ですから、学校の教員のほうも研修をですね、もう既に計画をしておりますし、進めながら、支援員の力も借りながら、教員全員が使い方をマスターできるように、まず励徳小で行いまして、そしてほかの学校からは励徳小に例えば来てもらって、使っているところを見てもらって、それをマスターしてもらおうと。そして自分のクラスで活用してもらおうと、そういうことを計画をしております。学級によって、教員によって差がないような、誰でも教員は使いこなせるということを目指して、これからやっていこうと考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） この教えるのにとっては、やっぱりいろいろ情報交換しながら、検証しながらやっていければ格差がなくなるのかなという思いがしております。

それでは、ちょっと先に進めさせていただきますけども、本年の4月に小学校6年生、中学校3年生を対象に、全国の学力テストが行われております。熊本県の小学校は国語・算数の2科目でありますし、中学校は国語・数学・英語の3科目のテストが行われているわけであります。この中で、熊本県では全国平均を上回ったのは、小学校6年生の国語だけというふうに報道されておりますけれども、美里町ではどうだったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 全国学力テストの結果につきましては、誰もが気になると思いますか、注目しているところだと思います。4月に全国学力テスト、通称全学調とも言ったりしますが、行われまして、7月に発表、8月1日の熊日新聞には、県別の成績といった、そういったものが載ったところであります。

結論から申しますと、本年度の美里町の平均でございますけども、熊本県や熊本市と比較として良好な状況ということでございます。全学調というのはですね、平成19年から始まりまして、今年で13年目になります。調査が始まった目的というのは、国が示してますけど、簡単に申しますと、日本のどこにいても同じ水準の教育を受けることができるというのが一つです。それから、行った結果を子どもたちのそれ、テスト以降のですね分析をして指導に充てる、役立てるということです。簡単に言いますとそういう感じですが、小学校6年と中学校3年生の全員が受けるようになっております。小学校は先ほど議員がおっしゃいました国語・算数、中学校は国語・数学・英語です。3年に1回、理科がございます。それから、テストだけではなくてですね、質問紙調査というのもあります。これは何かといいますと、

学習への意欲であるとか、学習の方法、それから学習環境、家庭学習においてどんなふうなことをやっていますかみたいな、そういう質問紙調査もございます。これは、結果を見るとですね、秋田県とか東北のほうが常に上位にあるので、そこら辺はいろんなやり方があるんだろうというふうに思いますけども、教科に関する検査結果を平均正答率といいまして、パーセントで表すようになっております、パーセントです。新聞には児童・生徒の平均正答率は、先ほどおっしゃいましたように全国平均を下回ったとか、熊本市はどうであったとか、そういう結果が載っております。で、気になりますその結果の公表ですけども、本町では、美里町全学調及び県学調の結果の活用及び調査結果の取扱要項、名前は長いんですけど、そういう要項をつくっております、それに基づいて公表はこんなふうにやっております。その要項の中身を簡単に説明しますと、国が始めた調査の趣旨を守ることです。ね。ということは、平均正答率を発表しますけども、過度な競争とか序列化されるような数値は公表をしないと、そういう心配があるので、県下のほかの市や町も公表はしておりません。ただですね、調査結果の分析を基にした今後の改善につながるような内容は公表をすることとしております。もっと、じゃあどんなふうに公表をしているのかということですけども、学校では、学校だよりというのを校長が責任をもって発行をしております。その公表の中身ではですね、本町は全国、自分の学校は全国とか県よりも、国語や数学の平均正答率が上だったとか下だったとか、そういう内容。それから、例えば生活習慣学習、ペーパーテストではありませんで、生活習慣における質問でですね、地域の行事なんかには、子どもたちが積極的に参加しているという数字が出ています。それが高かったですというようなですね、そういうような説明の仕方を学校だよりなんかでしているところです。

先ほどの結論が大まかに申しましたけども、簡単に申しますと、国語・算数ともですね、小学校におきましては、平均正答率が3%から4.2%高うございました。全国平均と比較すると2.4から4.2%高かったという結果でした。中学校では、国語・数学・英語とも県平均よりも2.0から5.0%高く、全国との比較におきましては、英語は全国平均とほぼ同じですけど、国語と数学は1.2%から3.2%というような結果でございました。まあ全体的に見ると良好な結果だというふうに言えるかと思います。ただ、この結果はあくまでも小6と中3ですので、ほかの学年でもですね、課題がありますので、それを検証して、まあこれからの授業改善、その他に活かしていくということで学校で取り組んでいただいております。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 今は情報公開の時代ですので、もうできる部分はですね、どんどん公開して、こうだったですよというような形で発表されればいいのかない

う思いがしております。

昨年の11月にですね、鳥取県八頭町に行って研修をしてまいりました。ここはですね、平成27年度から授業改革をキーワードにですね、授業研究に取り組みまして、旧来の一斉授業、講義型から、判断の根拠や理由を示しながら、主体的に協働的に学ぶアクティブラーニングを軸にした授業を行っているということでもあります。このような授業を展開するのにですね、ICT機器を利用しているということでありました。このICTを利用することで、全国学力テストの結果を聞いたら、いいですよということでしたので、やっぱり効果が出ているのかなという思いがしております。また、プログラミング教育が今度、来年度から始まりますけども、ここは前倒しでですね、平成28年度からもう取り組んでおられます。で、これは放課後に実施をされておりましたけども、子どもたちが喜んで参加するということでありました。私が最初行くときに想像したよりもですね、相当進んだ教育がなされているなというような思いがしたところであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、耕作放棄地対策について伺いをいたします。

美里町は農業を中心とした産業構造になっているわけであります。毎年、同じようなサイクルで農作物が生産をされています。生産される農地を見ると、耕作放棄による荒れ地が目立つようになってきました。そのことについては、前回の定例会の経済建設委員長活動報告の中で、上田委員長も指摘をされているところであります。

そこで、全国的に耕作放棄地が増えておりまして、美里町も耕作放棄地が増えているのではないかという思いがしております。町内を回ってみますと、昨年まで農作物がつくられていたところが草に覆われていると、そういうところを随分見かけるようになってきました。

そこで、美里町に耕作放棄地がどれぐらいあるのか、伺いをしたいと思います。

それと、まだ年々増えていると思いますけれども、年にどれぐらい増えているのか、そこも併せてですね、伺いをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

耕作放棄地の面積につきましては、農林業センサスにおきまして、土地所有者に対し、過去1年以上作付けしておらず、今後数年間の間で再び耕作する考えがない土地の面積として調査の実施をしております。農林業センサスは5年ごとの調査であること、また回答する土地所有者によって、耕作放棄地とする基準が一定でないことから、現に耕作されておらず、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能

となっている農地として、毎年農業委員会が実施しております荒廃農地調査において、荒廃した農地の面積について把握を行っております。荒廃農地とは、草や笹、竹、樹木などが覆い茂っており、地表部の草刈りだけでは作物の栽培ができない状態の農地をいい、機械を使って草刈りや伐採、抜根などを行えば、耕作可能となるものをA分類、農地への復元が困難なものをB分類として調査を実施しております。平成30年の荒廃農地調査におきましては、調査におけるA分類及びB分類の荒廃農地面積の合計が510ヘクタールとなっております。5年前の平成26年調査に比べて53ヘクタール、1年前の平成29年調査に比べまして9ヘクタールの増となっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 特に中山間地域ではですね、鳥獣による被害、これがまたひどい被害があります。それと後継者がいない、これは平地でもそうでしょうけども、などによりまして、年々耕作放棄地が増えてきております。平地も見えますと、草が茂ってつくっておられないというところも結構あります。

ただいまの説明によりますと、農業委員会で荒廃農地の調査をやっておられるというところでもありますけども、これは正確なことの値じゃないかなと思います。これを見て、今の聞いてますと、年に10ヘクタールですか、10ヘクタールずつぐらい、荒廃農地になっていることになっていきますけれども、今までつくってくださいということで貸していた土地を、もうつくれませんので返しますということで返されて、今度はやっぱり借り手がおられないということで耕作放棄地になっているところも段々増えてきております。端的に言いますと、そののなんですか、アソビラ団地の前のあそこなんかも、一つのもう草ぼうぼうになっておりますが、今までつくっておられたのがつくっておられないというような形になっております。その土地を荒らさないためにも、誰かつくる人はいないかという声もたくさんあるわけですね。今までは得米といいますか、をやってつくっていただいとったんだけど、得米もいらない、もう荒さんだけでいいということでですね、お願いをされるところも結構あるようなんですけども、もう荒れてしまったらなかなか元に戻すのが難しいんで、耕作放棄地になる前にその対策を打つのが一番方法はいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、町ではその耕作放棄地に対しての、どんな対策をとっておられるのか、町独自の対策もあるのかどうか、併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

耕作放棄地の対策につきましては、耕作放棄地の発生を防ぐ対策といたしまして、高齢などによる経営規模の縮小や後継者がいないなどの理由により、耕作できなくなった農地につきましては、経済課並びに農業委員会において、相談の受付などを行い、中間管理機構を通じた農地の貸し借りを進めております。貸し借りの実績としましては、平成30年が4件、7筆で1万369平米、過去5年間で28件、96筆の7万7,366平米の貸し借りが成立をしております。耕作放棄地の発生防止に一定の成果を収めているものと考えております。

併せて、地域住民による農地保全の活動としましては、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して、遊休地での花の植栽活動や作付けされていない農地の草刈りを共同で行うなど、耕作放棄地の発生防止に取り組んでいただいております。

加えて、有害獣による農作物への被害により、農作物の収穫が減ったり、または全く収穫ができなくなるなどのことによって、営農意欲が衰退し、耕作されなくなる農地が増加することも考えられますので、有害獣被害の対策といたしまして、美里町鳥獣被害防止対策協議会を通じて、国の補助事業、また町の単独事業を加えまして、平成30年度において、イノシシ・シカ用のワイヤーメッシュや電気柵などの設置、1万7,780メートルに対する補助や、イノシシやシカ、サル、アナグマなどの捕獲に対する補助を行い、966頭の有害獣を駆除し、農作物の被害防止を図り、耕作放棄地の発生の防止を行っております。

また、耕作放棄地になってしまった土地につきましては、農地の耕作が再開が可能などところにつきましては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策事業や県の耕作放棄地解消事業などの補助事業を活用して、草刈りや伐採、抜根、土壌改良、整地などを行い、農地としての再利用を図り、この5年間で約1.7ヘクタールの農地の再生を行っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） えっと、今説明をいただきましたけども、農地中間管理機構というのがあって、これは公的な機関で、農地を借り受けて担い手に農地を貸し出すという仕組みなんですけれども、この仕組みがですね、大多数の人が知っているのかどうかですね、そのあたりは、もっと知ってもらうように何かでその周知をすとか、広報をすとかいう必要があるんじゃないかなと思っております。美里町のホームページを見てみますと137件ですかね、確か137件だったと思いますけれども、その貸してもいいよというような土地が載っておりますけども、このあたりの引き合いはもう少しはあるのでしょうか。それとですね、この中間管理機構

というのは、人・農地プランというプランの中からこの利用するというように、中間管理機構を利用するというふうになってますけれども、その人・農地プランというのは、これは毎年見直しをされているのか。それとですね、もうやっぱり農業をされている方にとっては大変な今助けになっていると思いますけれども、中山間地域の直接補償制度、それと先ほど言われましたように、多面的な機能の制度ですか、これは多面的機能支払いの制度ですよ。これは平成26年から始まってますけれども、5年という、26、27、28、29、30年で終わりますけれども、新たな継続というのになっているのか。それと、中山間地域の直接支払制度も第4期というのがもう、平成元年で、令和元年で終わりますけれども、そのあたりの引き継ぎの制度は、継続をですね、があるのか。多分これはもう、今はずっと続いているんで、続いているんじゃないかなと思いますけれども、そのあたりの確認をさせていただきたい。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明いたします。

まず、中間管理機構の周知につきましてですけれども、議員おっしゃるとおり、広報であったりホームページであったりというふうなところで、周知のほうをしていきたいというふうに思っております。ただ、中間管理機構に出してもマッチングができないというふうな事情もあってですね、なかなかこう契約、貸付の契約までに進んでいないというふうなことが実情でありますので、そちらのほうもですね、町の経済課並びに農業委員会の中でですね、できるだけマッチングが進むような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

次に、人・農地プランの見直しにつきましてですが、人・農地プランは、現在町内13の人・農地プランを作成をしております。毎年の見直しというふうなことはやってはおりませんが、今年度から人・農地プランの実質化ということで、現在はまだ具体的に5年後にどの農地が耕作ができなくなるとか、そういうふうなところまで具体的な詰めができておりませんので、人・農地プランの実質化ということで、各人・農地プランの中でですね、地図あたりを使って、具体的に地域の中に入ってますね、具体的な耕作ができなくなる農地の把握に努めて、担い手の方でどれだけの面積を、その面積を受けていただけるのかとか、そういったところのですね、話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

次に、中山間地域直接支払交付金と多面的機能交付金のことについてでございますが、多面的機能支払交付金につきましては、平成26年から第1期ということで5年間、平成30年度までが第1期で事業が実施されております。現在、もう第2期目に入っております。

続きまして、中山間地域直接支払制度につきましては、現在が第4期目の最終年度ということで、次が第5期目が令和2年度からになるというふうに考えております。次期対策の取り組みにつきましては、9月中旬に県のほうで担当者会議が開かれまして、その内容を受けてですね、各地域の集落の代表の方に、次期対策についての取り組みに対して打ち合わせの会議をですね開催して、対応のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 先ほどですね、鳥獣被害のことについて説明を受けました。

これはやっぱり、いろいろワイヤーメッシュとかなんとかで防護するだけでなく、個体数を減らさないと根本的にこれは解決しないんじゃないかなという思いがしているところであります。平地ではですね、イノシシやシカなどの被害はほとんどないと思いますけれども、この前ですね、ちょっとお話を聞いたところによりますと、平地ではタヌキやハクビシンがもう、による被害が相当出ているということをお聞きいたしました。何か対策は考えておられますでしょうか。そして、このタヌキ、ハクビシンについてもですね、ぜひ。もう中山間地域では、やっぱりシカとかイノシシとかが大きな問題になってますけれども、平地ではタヌキやハクビシンがちょっと多いというふうにお聞きをしております。なんかその対策とですね、それと捕獲の補助金などの対象として考えたらどうかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

現在、町のほうで捕獲に対する補助を行って、捕獲をする対象の鳥獣につきましては、町、県、猟友会、J A、嘱託会などで構成をします美里町鳥獣被害防止対策協議会において、経済課で毎年実施をしております各農家への被害状況調査結果を基に協議を行って決定をしております。現在は、小動物の捕獲に対する補助としましては、アナグマだけとなっておりますが、今後の被害状況調査を踏まえてですね、対象鳥獣の追加につきましては、協議会の中で意見を求めまして、決定をしていきたいというふうに考えております。具体的な小動物に対しての駆除に対する補助といたしますか、今町のほうで箱わなといたしますか、ちっちゃなわなをですね、各農家の方に貸し出して、自衛といたしますか、そういう形でわなを使ってですね、駆除をいただいているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 2018年の食糧自給率というのは37%、ということは、2017年よりも1%下がったわけです。国の目標としては、2025年、令和7年に食糧自給率を45%にしようというようにしているんですが、逆に下がっているというふうになっています。食糧自給率が37%ということは、逆に63%海外から入ってきている、海外に依存しているということになるわけでありまして。世界の人口は、現在は76億人ですが、2050年にはもう90億人を超えるというような予測がされているわけでありまして。将来的には食糧不足になるのはほぼ間違いないということでありまして。

私の考えでは、日本ではこの主食である米自体は、自給率を絶対100%以上にしておかないといけないと、私は考えているわけでありまして。そのためには、耕作放棄地を増やさないようにしていく、維持していくというふうな考えを持たなければいけないんじゃないかなという思いがしております。

次の質問をさせていただきます。

太陽光発電について、お伺いをいたします。

美里町に設置されている太陽光発電の把握はできているのか、ということですが。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

住宅用太陽光発電の固定買取りにつきましては、2009年、平成21年度より開始されまして、現在まで多くの太陽光発電施設の設置が行われております。美里町内の設置件数につきましては、平成25年度から実施しております住宅用太陽光発電システム設置補助金に伴います設置件数につきましては、申請により件数を把握しておりますが、補助金による設置以外の太陽光システムの設置につきましては、件数の把握はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 私もその太陽光の発電について、新聞に載っていたので調べておりましたけども、2019年問題というのは町長知っておられますか。まさにこの太陽光発電がですね、ちょうど固定買取制度がもう終わるときなんですよ。これから終わって、もう電力会社では電力を購入しませんよというふうな形になっていくわけでありまして。家庭用で導入した人が本年度から九電に売れなくなる、九電も買取りを今計画をしておりますけども、今まで売っていたよりも6分の1、7分の1ぐらいの値段でしか買取りをしないということでありまして。これは経済産業省でも推奨して太陽光発電を、再生可能な太陽光発電を利用しようということで始まったわけでありましてけれども、この太陽光発電の利用の促進とですね、効率的な

活用をするためには、今度からは余剰電力というのがありますけど、余剰の電力は余剰になってきますけれども、それを蓄えて利用するような蓄電池の設置が必要になってくるわけであります。

そこで、太陽光発電設備に付随する蓄電池の設置について、町のほうで何か補助できるものはないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいましたように2019年問題、これは固定価格が下がってくるということで、申請件数も今、太陽光発電減ってきております。その中で、じゃあその出口の部分ですね、どうするかという話であります。今出口の部分におきましては、自由計画で売電されている方もいらっしゃいます。あとは家でもう電気自動車を購入したり、蓄電池を設置していらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった意味では、まあ出口の部分はそれぞれにやっていただくというようなことで、蓄電池設置者のみにですね、補助を行うということは少し公平性に欠けるのではないかなと思います。そもそも太陽光発電システム設置につきましては、新エネルギーの利用促進ということで地球温暖化対策に貢献することを目的としておりました。設置後の利用形態などにつきましては、自家消費や余剰電力の継続売電にしても、設置者の利益の直接関係するものでございますので、今のところ補助金の支出は好ましくないというふうに思っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 何でこの質問をしたかと言いますと、国の方では、災害時に活用可能な家庭用蓄電池システム導入促進事業ということで、補助金をですね、国自体で設けて、これを希望者に配分するといいますが、希望者に。

今ですね、この案はですね、補助金は1万5,000件に対して補助をしようというような国の施策であります。それと、近隣の市町でも補助金を出しているところがありますので、質問をさせていただいたところです。町ではやらないという、補助金を出さないということでしたけれども、そのあたりも含めてもう一回検討をしていただければと思います。

終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、福田秀憲君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開を13時10分といたします。

—————○—————

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

—————○—————

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、1番、高田美千子君の一般質問を行います。高田美千子君。

○1番（高田美千子君） 議長。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 1番議席、高田でございます。一般質問の前に、通告の質問事項の訂正をいたしたいと思います。1番の農業問題についてとあるのを、農業をめぐる課題についてと訂正をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、まず、農業をめぐる課題について、地域の活性化について、防災における避難場所について、以上の3点を質問いたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

令和になりましても全国的な天候不順が続いておりまして、私たちの生活にもいろんな影響が出ております。特に、農家の皆様にとりましては、秋の収穫がとても気になるのではないかなと思っております。

私たちの住む社会は、少子高齢化社会が段々進みまして、最近では人口減少社会という言葉がよく聞かれるようになりました。美里町の人口もこの6月で1万人を割り、人口の40%以上が高齢者という状況でございます。

そんな中、美里町の農業の担い手が減少して、休耕田、廃耕田が年々身の回りで増えております。長い間守り継がれてきた大切な田んぼや山林は、次の世代に伝えていくべき私たちの財産でございます。それでも、不本意ながら農業をやめざるを得ない方が年々増えているという状況でございます。美里町にとって、農業は基幹産業です。農業の振興は町の経済や環境問題、そして、私たちの日常生活にも大きく影響を与えるものです。

しかし、担い手不足の現状に、休耕田、廃耕田の増加、鳥獣被害の拡大、灌がい施設等の老朽化、それに熊本地震以降、相次ぐ自然災害により農地被害等々、農業をめぐる課題は山積しております。美里町の農業は今、大変な時代を迎えて変革を求められているという思いから、最初に農業をめぐる課題について質問いたします。

お尋ねいたします。10年前と現在の農業従事者数の増減の把握についてと、現在の就農者の平均年齢についてお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

農業従事者数の把握につきましては、5年ごとに実施をされます農林業センサスにおいて調査をされ、その結果に基づいて把握をしております。公的な資料などに

使われる調査の数値としましては、一般的に農林業センサスの数値が使われておりますので、現在の最新調査結果は平成27年の調査結果となりますが、その数値で説明をさせていただきます。

最新の調査結果である平成27年調査時の農業従事者数が1,050人、10年前の平成17年の調査時の農業従事者数が2,655人となっており、比較しますと1,605人の減となっております。この10年間で比較をしますと、大幅な農業従事者の減となっておりますが、5年間ごとの調査結果を途中に加えますと、平成22年の農業従事者数は1,320人で、平成22年から平成27年までの5年間では270人の減となっております。

また、就農者の平均年齢につきましては、平成27年調査時の平均年齢が61.6歳、平成17年の平均年齢が57.2歳となっており、4.4歳平均年齢が上昇をしております。

次の農林業センサスにつきましては、令和2年の2月に実施をされる予定ということになっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいま説明がありました農林業センサスの調査では、平成27年からさかのぼって10年間で、農業従事者数は半数以下に減少しているということでした。今、私の身の回りには体の不調を抱えながらも、一生懸命農地を守って頑張っておられる方たちがたくさんおられます。お話を伺うと「後を継いでくれるもんがおらんから、自分たちが農業をできんようになったら、山も田んぼも荒れてしまうけどしょんなか」と、厳しい表情でどなたもお話をされます。

先ほどの平均年齢からも推測できますが、今なんとか頑張って農業を守っておられる方の多くが高齢者の方たちです。その方たちが今後いつまで農業に従事できるのか懸念するところでございます。

そこで、10年後の農業従事者数の推移予想はできているでしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

10年後の農業従事者数の推移予想につきましては、町として具体的な数値での推移予想は行っておりませんが、後継者不足や高齢化による離農は今後も進むものと考えております。

平成22年から平成27年の5年間で、約20%の農業従事者が減少していること、また、平成27年調査時の年齢別農業就業人口において、70歳以上の農業従

事者が全体の約５８％を占めているというふうな状況などを考慮しますと、１０年後の農業従事者数は現在に比べ大幅に減少するものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○１番（高田美千子君） ただいまのご説明の中で、平成２７年の農林業センサスの調査時におきまして、農業に従事される方の半数以上が７０歳以上ということでございました。その点からも、従事者数が大幅に減少することは十分推測できます。私は非農家でありますけれども、農作業の本当の大変さは農家の方でないといわれないかもしれませんが、年間を通して農作業を頑張っておられる姿はいつも身近に見ておりまして、その努力には頭が下がる思いでおります。

しかし、美里町の広大な農地を農家の皆様の頑張りだけで守っていくことは困難です。数字を示していただきましたので、そのことで強く実感をしております。熊本県におきましても、農業従事者の高齢化や担い手不足は喫緊の課題でして、さまざまな対策が急がれる中で、最近は農業の経営の法人化や企業の参入によって、営農形態が変わりつつあります。中山間地であります美里町の農業は、これからどういったスタイルが町の農業に合うのか、どう進んでいけばよいのか、現在少しずつ農地が荒廃していくのを見ながら、あちこちで心配される声が聞かれております。

そこで、これからの農業人材確保と休耕田、廃耕田といった荒廃農地の増加の歯止め対策として、町はどのように取り組まれるお考えかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

農業の人材確保につきましては、農業の担い手として認定農業者をはじめとする専業農家、新規または親元就農者、兼業農家、勤めを中途または定年退職された就農者、参入企業や地域の組織など、多種多様な方々を担い手として捉え、国、県の施策と併せてさまざまな支援を行い、人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

具体的な支援策といたしましては、新規就農者につきましては、年齢などの基準はありますが、国の農業次世代人材投資事業を活用して、就農前の研修や就農直後の経営確立支援を行っており、平成３０年度において１名、過去５年間で８名がこの制度を利用して、新たに就農をしております。

次に、休耕・荒廃農地の増加に対しての歯止め対策としましては、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りの推進、並びに営農意欲の衰退につながる鳥獣被害の防止につきましても、国の補助や町の単独補助を活用して、ワイヤーメッシュや電気柵の設置、イノシシやシカなどの有害獣の捕獲に対する補助を行うことにより、

被害の防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、各地域におかれましては、国の補助事業である中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金を活用して、共同活動などを通じて地域の農地保全に取り組んでいただいておりますので、今後も事業が継続されますよう国や県などにも働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 午前中の福田議員さんの質問の中にも重なる部分はございましたけれども、これからの美里町にとりまして、農業の担い手確保は最大の課題であろうと思います。文字どおり人が財産、宝です。これからもさまざまな方法で人材確保に取り組んでいただいて、その新しく就農される方たちが、誇りとやりがいを持って、安心して農業ができる環境を整えていただきたいと思います。ご説明の中にさまざまな補助事業についてもありましたが、案外そういった詳細を知らない方たちもおられると思いますので、該当するものにつきましては、行政のほうから農家の方たちにしっかり情報提供していただきまして、運用を図っていただきたいと思います。

ただいまのご説明を聞く中でも、町がさまざまな取り組みをされているということが私も感じましたし、それと一緒に解決すべき課題の多さも痛感しております。課題解決のために、私たちにも何かできないだろうか。地域全体の課題として、これからの取り組みを地域みんなで共有できないだろうかという思いを私は持ちました。

そこで、美里町の農業の未来について、行政、農家を中心とした関係者、関係機関が一同に集ってさまざまな知恵を出し合える、意見を交換しあえる場づくり、組織づくりが今必要だろうということを思っておりますが、町はどのようにお考えなのでしょう、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

町では、農業者の創意工夫と自主性に基づく活動を促進し、安定した地域農業の振興のため、美里町総合農政推進対策協議会を設置しております。協議会は、町議会、農業委員会、J A、認定農業者などの農家代表、そして消費者代表としての婦人会などを含む関係団体代表の23名の委員で構成をされております。協議会では町が取り組んでいる農業に関する各種事業に対してご審議をいただき、その意見を町の農業振興に対する取り組みに反映しております。

また、町では持続可能な農業を実現するために、基本となる人と農地の問題を一

体的に解決していくことが必要であると考え、町内を13の地域に分けて、人・農地プランを作成をしております。今後は町並びに農業委員会が中心となって、各プランの地域において、現状の把握、将来の地域の担い手と農地の集約などについて、地域の話し合いを進め、人・農地プランの実質化を図ってまいりたいというふうに考えております。人・農地プランの実質化に伴い、地域で農地を守っていくために必要な農作業受託や、集落営農などの組織づくりと併せて、共同機械の購入に対する補助を活用しての効率的な営農体制の確立につきましても、地域での話し合いを通して推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまご説明をいただきましたお話の中で、美里町の総合農政推進対策協議会っていうものが出てきました。そこにおいては、さまざまな課題やビジョンが検討されていることと思いますが、そこで話し合われた課題とか解決への道筋のようなものをその場にとどめずに、地域の降ろしていただくことで、今直面しているさまざまな課題が、決して農家の方たちだけのものではなくて、ひいては国土の保全や地域の存続にもつながる、地域全体の重要な課題だというそういう意識が生まれてくればと思います。そういう意識が生まれてくることで、たくさんの方が課題解決に参加していただいて、さらに多くの方の知恵の結集が図れるのではないかと思います。そのためにも、先ほどお話がありました人・農地プラン、たくさんの方々が話し合いの場に参加できて、そしていろんな知恵を結集して、よりよい解決策を探っていただけるのではないかと思いますので、人・農地プランをよりスピードアップして推進されますよう希望いたします。一日も早く地域における話し合いがなされて、農地の荒廃が少しでも食い止めることができればと願っております。

これで、農業をめぐる課題についての質問を終わります。

続いて、地域の活性化について質問を進めてまいります。

美里町の多くの地域で、子どもたちや若者の姿が減ってしまって、地域の活力が減退して、集落機能も低下していると感じておられる方は多いのではないかと思います。

しかし、70代、80代、90代の方でも、何だってできるし、さまざまな知恵や能力を持っている方たちが地域の中には本当にたくさんおられます。その方たちの力が発揮できないだろうかと考えます。熊本県は中山間地における農産物の6次産業化を提唱しており、相談役の6次産業化プランナーもおられます。美里町でも第二次振興計画の中で、6次産業化の推進における流通体制の整備を掲げてありま

す。現在、町には先進的にそういう活動に取り組んでおられるグループや個人がありますし、産業連携会議でも取り組まれております。

そこで、これからはあちこちの地域で、できれば少しでも多くの地域で集落において、6次産業化に取り組めないかなと考えます。地域の農産物や山菜などを加工して、付加価値を付けて販売し、収益を得るということです。そのことによって、高齢者でもできる仕事生まれ、生涯現役の生活が可能になりますし、日々の目標や生き甲斐生まれ、ひいては地域も元気になって活性化できるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。地域住民主導で取り組む地産地消のための地元産物の6次産業化について、町はどのように考えられるかをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 地域住民主導で取り組む地産地消のための地元産業の6次産業化についてということでございます。すばらしい、行くべき姿といいますか、すばらしい提案だというふうに思います。

ちなみに、熊本県におきましては、これは里モンプロジェクトというプロジェクトがございます。このプロジェクトの内容でございますが、美しい景観の保全・創造、文化コミュニティの維持・創造、そして大事なのがこの地域の資源を活用した内発的産業の創造、つまり、内発的に産業を創造していく、上からですね、言われたからやるのではなくて、自分たちで何とかするという思いを持って活動される、そういう観点の幅広い取り組みを、熊本県下全域でですね呼び出し、持続可能な農山漁村、元気な農山漁村を目指しますとして、50万円の補助が得られます。やはり、人から言われたからやらされているのではなくて、やはり自分たちでこの地域を守っていこうと、地域を活性化していこうと、そのうちの一つの手立てとして6次産業化を目指そう、本当にすばらしいそれはもう考えだというふうに思います。

ただ、この熊モンプロジェクトは1年間でありまして、1年間1回きりという形でございます。ですから、せっかく取り組んでいいところまでいったけども、そこで終わってしまったという取り組みもですね、多分あるんじゃないかと思います。そういった意味では、美里町においては、この熊モンプロジェクトを使って、例えばまだ途中までだった、それから先何かやりたいと、あるいは自分たちで自発的に何かに取り組もうというところには、まさに同じような考えの下で、地域のきずなプロジェクトという補助を出しております。これは上限20万円になりますけども、熊モンプロジェクト、例えば里もんプロジェクトで取りかかって、その次のステップとして、このきずなプロジェクトを使っていただく、そういった取り組みもですね、やっていただければというふうに思います。

町はどう考えられるかということですが、そうやって自分たちで何とかしようと、地産地消のために地元産物を使って6次産業化をしようと、そういったところをもう美里町としてはもう既に、応援するそういった思いでこのきずなプロジェクトをつくっておりますので、ぜひご活用をいただければというふうに思いますし、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまご答弁いただきましたきずなプロジェクトのことですけれども、本当に町が行う単独の事業ということで、これは地域活性化のきっかけづくりとなりますし、地域にとっては大変ありがたい取り組みだと感謝しております。現在、きずなプロジェクトに参加することで、6次産業化を実現して地域を元気づけて、活性化しようというグループも現在生まれております。

しかし、そこでいつも課題に挙がってきますのが、加工所のことなんです。加工所は現在もあちこちにありますが、離れた場所の加工所までは、特に高齢になりますとなおさら移動とかがちょっと困難になってきたりもしますし、そういった面で、高齢者でも移動できる範囲内に加工所があれば、より活動しやすくなって、そういう方たちの、志を持つ方たちの意欲の向上につながるのではないかと考えます。

そういう意味で、現在町が設置されております加工所ですね、設置箇所と稼働状況についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

現在、町が設置をしております加工施設は4カ所ありまして、まず一つ目が、東部地区活性化施設、物産館「よんなっせ」内の加工施設、次に東部地区活性化、同じく東部地区活性化施設の加工所としまして「旧やまびこの家」、次に「農村婦人の家」、そして最後に「佐俣農産物加工施設」ということで、4カ所設置をしております。

稼働状況につきましては、平成30年度の実績としまして、年間の稼働実績が、よんなっせ内の加工施設が5日、旧やまびこの家が5日、農村婦人の家が221日、佐俣の湯温泉加工施設が113日となっております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまご説明いただきました4カ所の加工所についてですが、もう年間通じて稼働、めいいっぱい稼働しているというところもございましたし、稼働日数が少ない箇所もありました。ただ、見せていただきますと、ちょっと

実際にそこを利用するってなったときに、管理されている方たちがございますので、なかなか外から自由に使わせていただくというのが難しい面もあります。その加工所の設備等につきましても、できましたらやっぱり調理等をして、新しい、何ていいますか、加工品の製造、そういった研究、研究と言うとあれですけども、さまざまな加工品を研究しながらつくりたいというご希望がある場合には、もう少し使い勝手のいいといいいますか、そういう加工所があればなというふうに考えるところです。特に、移動について、砥用地区東部の方たちが利用しようといいますが、やっぱり離れた場所への移動というのは、ちょっと負担も出てまいります。以前にですね、「村に加工できる場所があれば、みんな、村のみんなでちょっと力を合わせて野菜の漬物とか、乾燥ができて、商品になるとばってん」というようなお話を聞いたことがあります。やはり近くに加工所があれば、本当にありがたいなということを考えております。

ちょっと話変わりますが、地域には本当に加工すれば商品になるような作物とか山菜とか、もういっぱいあるんですよ。田舎の野山ですね、美里の野山にはもう本当宝物が落ちるといふような表現をされる方もあります。工夫してなんとか生かすことができれば、そこからまだまだ地域の力が発揮できるのではないかなと思っております。加工所は現在、いろんな要件とか基準も定められておりますし、特に来年のオリンピックを控えておりますので、食品衛生法なんかも基準が厳しくなっているというふうなことも聞いております。そして、新しい施設をつくろうとすると、そこにはかなりの予算が必要になりますし、なかなか個人では設置できないというふうなこともあります。

そこで、例えば、地域にある集会所とか公民館といった施設なんですけれども、こういった施設はもちろん活用についてはいろんな縛りがありますし、なかなかそういった加工所ということは即実現はできないと思いますけれども、地域を見回しますと人口減少によって利用の頻度がかなり減っているような公共施設もあると思います。そういったところの見直しとかも含めましてですね、これからもそういった加工所についての検討をいただきたいと思いますけれども、地域の拠点になっている公共施設、現在ある公共施設の厨房施設をですね、なんとか充実させて、要件を満たした加工所にできないかなということを、素人考えでございますが考えておりますが、そのことについてどうでしょうか、質問をいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 非常にいいアイデアだというふうに思います。まあ、元々建設されたときの目的は違いますが、ただ、今あんまり使われていないのであれば加工所としてですね、リニューアルをして、手を加えて、そして使ったらどうかとい

うようなお話だというふうに思います。

目的外使用、例えばルールを変えてですね、すると、そういう施設にするというのは、これはもうおそらく補助金の適化法上は、もうそういう制限は切れているのかもしれませんが、これはまだはっきり言えることではありませんが、調べてみなければいけません、それは可能なのかもしれません。

ただ、やはり加工場というものは、人的な要件、そして設備要件、これをやっぱり満たす必要がございます。保健所のほうにちょっと確認をいたしました、人的な要件であれば、やはりその加工するときは、食品衛生の責任者を置かなければいけないとか、あと専用の調理室が必要、居間とか事務所などは壁とか板で区画をしなければいけない、製造加工に必要な設備、流し台、ガス台のみではだめだとかですね、結構細かく、加工所として認めてもらうためには細かい、その壁を、要件をですね、クリアしなければいけないというよう状況でございます。

そういった意味では、じゃあ、今あまり使われいないような施設もたくさんございますので、個別、具体的にですね、例えばこの地域の方たちが使いたいので、ここを何とかならないかとか、ぜひ、そういう個別的な、個別のまたご相談をですね、いただければというふうに思います。と申しますのが、やはりつくったはいいけども、誰も使われなかったとか、つくったはいいが、もうつくらしたけん、せなんごつながったたいとなってもいけませんので、自分たちは例えばこの地区にこれがある、ここまでこういうことをやりたいので、何とかならんかとか、そういったご要望等をですね、個別にぜひお聞かせをいただければと思います。

今、町では本当に川越保育園跡とかですね、下福良憩いの家とか、老人福祉センターの厨房、三本松公民館、いろいろ町が持っている施設もございます。そういったところ、全てを加工所にするというのはこれはもう物理的にも不可能な話でありますので、その地域で、例えばここがっていうような話があれば、またおっしゃっていただければと思いますし、あとはいろんな要件を満たせるのかということも含めてですね、一緒に考えていければと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいま町長に説明をいただきました。全然できないではないというようなお返事をいただきましたので、地域のほうに帰りまして、そういう志を持った方たちと話し合いを重ねまして、ぜひ、また、具体的な話を持って町のほうに相談に行ければいいなと思っております。また、実際にですね、地域で加工所を運営して、活用していくということになりますと、さっきおっしゃったように、いろんなクリアしなければならない課題というのがたくさん出てくるかなと思いま

す。そこがやはり地域と行政が手を組んで、なんとかクリアできないかなというふうに考えております。これは昔からのいい伝えなんですけれども、三人寄れば文殊の知恵といいます。本当にさまざまな知恵を持った方たちが地域にはたくさんおられます。先ほども申し上げましたけれども、人が財産、宝でございますので、そういう方たちと手を携えて、地域の活性化が図っていったらなと思っております。実際グループ活動を立ち上げられた方たちの話を聞いておりますと、今頑張らんといずれ年を取ればできないときがくるんだから、今ならみんなの力を合わせれば、何か地域のためになることができるだろうというような、力強い、そういう声も聞かれています。その機運が段々高まって、仲間が増えて、地域の活性化につながっていければなと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

地域の活性化については、以上で終わりたいと思います。

それでは最後に、防災における避難場所について質問をさせていただきます。

私たちの暮らしにとりまして、防災に関する情報は命に係わる大事なものです。台風や大雨のとき、町内の誰もが防災無線の情報を頼りに、いつ避難するべきか判断されていると思います。今年から警戒レベルを5段階にされたことで随分わかりやすくなりました。

そこで、この夏の大雨時に警戒レベル3の発令がなされましたけれども、何度かあったんですけれども、そのときの避難状況というものについてどうだったのか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

今年度になりまして、大雨や台風接近に伴い、避難所を開設して避難準備及び高齢者等避難の情報を出し、自主避難を呼びかけたのは3回ございます。その状況としまして、まず、6月30日からの梅雨前線豪雨の際、4日間開設し、日別最高人数で中央庁舎7名、砥用庁舎16名、B&G海洋センター11名、湯の香苑26名の計60名、4日間の延べ人数107名となっております。

次に、台風8号接近の際、8月5日から二日間開設し、日別最高人数で中央庁舎14名、砥用庁舎4名、B&G海洋センター6名、湯の香苑3名の計27名、二日間の延べ人数53名となっております。

最後に、台風10号接近の際、8月14日から三日間開設し、日別最高人数で中央庁舎8名、砥用庁舎5名、B&G海洋センター4名、湯の香苑10名の計27名、三日間の延べ人数52名となっております。

なお、実際には地区の公民館や親戚の家など、この4カ所以外の場所へ避難された方も多数おられると思っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ただいまの避難者の数を聞きまして、私はもっと少ないかなと予想しておりましたので、やはり今の避難情報の周知っていうのが大分進んだのかなというふうに感じたところです。河川のそばや崖の近くに住む方たちだけではなくて、高齢者や避難に支援が必要な方などは、早い段階で避難することが自分の命を守ることに繋がります。

そういった意味で、避難情報の内容について、随分周知が進んできているとは思いますが、全ての住民が理解されることが命を守る行動につながると思いますので、その点、これからさらに周知を進めていただくようお願いをいたします。

では、次の質問に移ります。

高齢者とか障がいのある方、乳幼児など、避難時に支援が必要な方が安心、安全な避難をされるためには、支援する人が日頃からその方たちの情報を把握しておくという必要があります。

そこで、避難行動要支援者の状況把握はなされておりますでしょうかということについて、お尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

平成21年度に災害時要支援者登録台帳を作成しておりますが、登録の要件が高齢者、障がいのある方を対象としているため、平成30年度末に地域福祉支援システムを導入し、本年度、高齢者の方、障がいのある方、また新たな要件といたしまして、介護認定者、指定難病の方々から登録の同意をいただき、避難行動要支援者名簿に登録し、台帳等の整備、管理を行い、要支援者の方々の状況等を把握してまいりたいと考えております。

なお、高齢者の年齢、障がいの区分、介護度につきましては、現在調整中でございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 災害時は命に係わることで、個人情報にも配慮をされつつ、避難行動要支援者の方たちの日頃の状況などもきちんと把握されて、どこにどういう避難支援が必要かなど十分検討されまして、その結果を本人にも、支援者にも伝えておくことが大事ではないかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の質問をいたします。

全国各地で自然災害が次々に発生して、避難生活をされているニュースが頻繁に報道されます。その中で、福祉避難所という言葉が出てきますが、美里町の福祉避難所はどこに指定されるのでしょうか。また、誰でも利用できるものかどうかお尋ねをいたします。どういった方がご利用になるのか、はい。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

まず、福祉避難所はどこかということで、美里町社会福祉協議会と町が協定を締結し、佐俣にあります福祉保健センター「湯の香苑」を指定しております。

また、誰でも利用できるのかというご質問ですけれども、ご説明申し上げます。福祉避難所の受入対象者は、高齢者、障がいのある方、妊産婦の方など、避難生活において特別な配慮を必要とする方で、介護保健施設や医療機関などに入所、入院するには至らない方と、その支援をされる家族の方が対象となります。

また、福祉避難所への入所は、災害発生時に一般の指定避難所において、保健師等が避難者の心身の状態等を確認した上で、福祉避難所が開設され次第、避難対象者の入所を行うものです。

なお、湯の香苑でも現在、一般の方の自主避難所の場合は、施設入り口奥にあります40畳の大広間を避難所としています。また、福祉避難所対象者の方は、事務所横にあります個室を避難所としております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） やはり、私たちもやっぱりそういう災害時には、避難が一番気になりますし、不安というものがとてもみんな持っているところです。特にそういった避難に支援を必要とされる方などは、より一層不安感もおありかと思いますので、そういった安全対策、安全な避難場所を確保していただくことは、本当に力強く思われることと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最後の質問となります。

最近の気象状況を見てみますと、いつどこで災害に遭遇するか予測できない時代です。いつも安全な避難場所について考えておく必要があります。中でも車いすやベッドが必要な方の場合、望ましいのはバリアフリーの環境、バリアフリーでしかもベッドが備えてある避難場所ということになります。場合によっては、夜間の避難も想定されます。近くの集会所とか体育館への避難は、環境の面でも利用がしづらい点がございます。

そこで、先ほど説明がありました湯の香苑は、本当にバリアフリーになっておりますし、夜間の当直の方もおられますので、安心な避難場所といえるかと思えます。

けど、そういったところにできましたらベッド等を整備していただいて、緊急時の対応がお願いできないかというふうに思っておりますけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

ベッドにつきましては、現在、白石野にございます西分館に段ボールベッドが50セットございます。また、このベッドにつきましては、中央庁舎の備蓄倉庫への移送を予定しております。また、湯の香苑には電動式ベッドが1台、折り畳み式の簡易ベッドが3台ございます。

なお、両庁舎の避難所及び湯の香苑において、段ボールベッド等を設置し、使用することは可能かと思われますので、今後、緊急時の対応策として検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ぜひ、今言われましたように、段ボールベッドの利用ですとか、そういった今ありますベッドを、そういった緊急時に使えるような体制を整えていただきたいと思います。

防災はこれからみんなで取り組むべき大事な課題です。災害時、全員の命を守る避難行動が取れるように、町内の自主防災組織の避難訓練や、今後も防災情報の普及啓発に取り組んでいただきたいと思います。

それから、避難場所につきましても、そのほかの避難場所につきましてもまた必要な整備等について、さらにご検討をされることを願っております。

以上で防災についての質問を終わります。

最後に付け加えさせていただきますが、少数の現役世代が多くの高齢者を支える時代がきております。医療費とか介護費の増大は避けられなくて、段々補助金というものも少なくなってくる、そういう時代に地域の社会を、地域社会を持続していくためには、やはり自分たちの地域は自分たちで守るという強い思いが、地域の人たちのみんなの思いが必要ではないかなと感じております。誰もがですね、いつまでもこの美里町で安心して自分らしく生活したいという願いを持っておりますので、これからも、ぜひよろしくお取り組みいただくようお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了をいたしました。

これで一般質問を終わります。以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日１２日木曜日は休会とし、午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日１２日木曜日は休会とし、午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定をいたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第一会議室、社会文教常任委員会が第二会議室をご利用ください。

明後日１３日金曜日は、午前１０時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後２時０２分

第 3 号

9 月 1 3 日 (金)

令和元年第3回美里町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月13日（金）

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 各常任委員会報告及び質疑
- (1) 総務常任委員会委員長
 - (2) 経済建設常任委員会委員長
 - (3) 社会文教常任委員会委員長
- 日程第2 議案第56号 平成30年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第57号 平成30年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第58号 平成30年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第59号 平成30年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第60号 平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第61号 平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第62号 平成30年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第63号 平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第64号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第65号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第66号 令和元年度美里町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第67号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第68号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第69号 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第70号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第71号 小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について
- 日程第18 議案第72号 砦用中学校空調機設置工事請負契約の一部変更について

日程第19 発議第3号 教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元を図るための意見書の提出について

日程第20 議員派遣の件について

日程第21 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1番 高田美千子君	2番 光井博幸君
3番 今田政行君	4番 坂田竜義君
5番 上田孝君	6番 松永正憲君
7番 中川政司君	8番 吉田起登君
9番 上村則幸君	10番 福田秀憲君
11番 濱田憲治君	12番 吉田美好君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長 上田泰弘君	副町長 吉住慎二君
教育長 吉永公力君	総務課長 宮寄幸仁君
企画情報課長 下田幸輔君	税務課長 田上和則君
住民課長 山田輝臣君	福祉課長 中村武志君
健康保険課長 松永栄作君	経済課長 富永英司君
林務観光課長 高田浩幸君	建設課長 長井寿浩君
水道衛生課長 北島浩徳君	会計課長 池永英治君
学校教育課長 坂村浩君	社会教育課長 中川幸生君

5. 事務局職員出席者

事務局長 倉田辰実君	書記 津田里美子君
------------	-----------

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 本日の会議を開きます。

-----○-----

○議長（吉田美好君） 日程に入ります前に、先日９月１０日に行われました日程第２０、監査委員の意見書説明につきまして、坂田監査委員より平成３０年度美里町一般会計・特別会計・歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書の内容について、訂正の申し出がありましたので、内容説明を求めます。４番、坂田竜義君。

○４番（坂田竜義君） おはようございます。

９月１０日に行いました監査委員の決算審査に関する意見書説明ですね、この冊子に１カ所ですね、数字の誤りがございました。２ページですね、審査の結果というところがございしますが、下から５行目にですね、「収入未済額は」という書き出しのところがございます。で、あのお金銭的に１０円ですね、記載が間違っておりました。この５行目、収入未済額は表３のとおり「１１億５,７５５万９,４４５円」となっておりますが、この下３桁をですね、「４５５」、１０円間違っておりましたので、「１１億５,７５５万９,４５５円」にですね、訂正方をお願いをいたします。申し訳ありませんでした。

以上、終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

ただいまの説明のとおり、平成３０年度美里町一般会計特別会計歳入歳出決算及び財政健全化に関する審査意見書、２ページ、下から５行目の収入未済額「１１億５,７５５万９,４４５円」を「１１億５,７５５万９,４５５円」に訂正することを認めます。

-----○-----

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（吉田美好君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、今田政行君。

○総務常任委員会委員長（今田政行君） 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会の活動報告を申し上げます。

昨日９月１２日に、総務常任委員会を開催いたしましたので、その報告をいたします。出席者は執行部より宮寄総務課長、下田企画情報課長、田上税務課長、山田住民課長、池永会計課長と、議会より吉田起登委員、松永委員、濱田委員、私、今田の出席のもとに、１０時より委員会室にて行いました。

まず、各課長より所管する平成３０年度美里町一般会計決算書について説明を受

けました。その都度、審議してきた案件でありますので、多くの意見はありませんでしたが、産業連携協議会への交付事業が今年度で終了するため、来年度からの対応についての問いに對しまして、総合戦略の中で検討していくとの説明を受けております。また、電源立地地域対策交付金の使途についての問いに對しまして、美里バス拠点施設整備工事に歳出をしているという説明があつております。美里町地域おこし協力隊企業支援補助金については、1名の方が就農してショウガを栽培されておられます。また、1名の方が体験型観光を起業をされたとの説明がありました。また、マイナンバーカードの交付推進状況として、8月末で873件の交付を行っている旨の報告と、会計課から、平成30年度決算書の作成を6月に、決算審査を8月に行った報告がありました。

続きまして、令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）について説明を受けました。

歳入では、普通交付税の交付額決定によるもの、前年度決算繰越金、宇城広域連合負担金前年度決算剰余金返還金などと、大型のスクールバスがインターネットオークションで売却できた報告がありました。

歳出では、移住・定住対策広告料で東京モノレールに公告を掲載していたが、費用対効果がわからず、リーフレット作成委託料のほうに変更、また、消費税対応で東部地区活性化施設のレジの更新、宮の前住宅の水道水の白濁により、一時的に飲料水を配布したなどの報告があつております。

11時30分に会議を終了し、宮の前住宅定住団地水道施設改修工事の現場を視察しまして、その後、下原地区に計画されております「耐震性貯水槽」の現地を視察をしました。測量が済み、工事に着手するばかりであります。予定地と町道との間に高さ・幅ともに、各1メートルぐらいの土手ができるため、そこは撤去したほうがいいのかという意見が出ておりました。

その後、正午に中央庁舎に帰り、閉会をしました。

追伸としまして、山田住民課長が戸籍業務に長年携わっておられるということで、今回法務大臣表彰を受けられるという報告があつております。長年の功績に對しまして衷心よりお祝いを申し上げるところであります。

これで報告を終わりますが、報告漏れがありましたら、他の委員さんからの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんから補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、上田孝君。

○経済建設常任委員会委員長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

経済建設常任委員会の報告を行います。

令和元年9月12日午前10時より、経済建設常任委員会を行いましたので、報告いたします。出席者は、経済建設常任委員会より、上村委員、吉田美好委員、光井委員、上田の4名、執行部より富永経済課長、高田林務観光課長、長井建設課長、社会文教常任委員会に出席後に、北島水道衛生課長が出席されております。

開会后、現地調査に向かいました。まず、林道早楠線開設工事の現場を視察いたしました。林道早楠線は、計画延長が5,500メートルで、今年度までに2,656メートルほど、進捗率で48.3%を完了するとのことです。工事箇所は概ね施工は完了しており、10月中には竣工検査も終わるとのことです。林業振興には欠かせない林道整備事業なので、早期の全線開通を望むところですが、工事費の高騰などの要因で、計画完了までは約10年ほどかかる見通しだということでした。

次に、フォレストアドベンチャー美里を視察しました。本村マネージャーより利用者人数、利用料金収入の推移、近隣施設への波及効果等について説明を受けております。また、今後の課題として、利用者数の増加のためには、現在より低年齢層でも利用できるキャノピーコースやキッズコースの整備が必要なのではということでした。

以上で現地調査を終了し、12時に中央庁舎に帰庁しました。

休憩を挟み、午後1時より平成30年度美里町決算書、令和元年度一般会計補正予算（第4号）について、各課より説明を受けております。

補正予算の主なものとして、経済課では、畜産業費の飼料用米等利用拡大支援事業費補助金などについて、建設課から、老朽危険空き家等除去推進補助金等について、林務観光課から、桜の木伐採手数料等について、水道衛生課においては、簡易水道事業特別会計繰出金等について説明を受けております。

最後に、今年度の視察研修について意見交換や協議を行い、4時に委員会を終了

しております。

以上で報告を終わりますが、報告漏れがございましたら、他の委員さんの補足を
お願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんから補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、坂田
竜義君。

○社会文教常任委員会委員長（坂田竜義君） 社会文教常任委員会の活動報告をいたし
ます。

9月12日午前10時より、第二会議室におきまして、福田議員、中川議員、高
田議員、坂田の4名、執行部より吉永教育長、坂村学校教育課長、中川社会教育課
長、中村福祉課長、松永健康保険課長、北島水道衛生課長、北島課長は途中経済建
設のほうに出席のため中座されました、で開催をいたしました。

まず、決算審査の関連について、各課から説明を求め、その後、補正予算につい
て説明を求めました。

水道衛生課では、共同墓地復旧支援事業補助金の新設（遡及可）ということですが、
についての説明があり意見がありました。健康保健課から説明を受け、福祉課
では、透析患者の実態、民生児童委員の改選等について説明がありました。学校教育
課では、砥用中のスクールバス購入遅れについての理由説明、学校への、小中学
校への空調設備導入の現況について説明があり、意見がございました。社会教育課
では、今村集会所改修工事、ひびきの駐車場整備工事、B&G海洋センター浄化槽
設置工事等について説明があり、意見がありました。追加して、福祉課から、これ
は昨年度からですかね、制度改正によって「介護医療院」という新たな制度ができ
ておりますが、その内容についての説明がございました。

午後から、中央小用務員住宅跡地の駐車場整備の現状、かじか屋根防水工事の現
況、ひびきの駐車場の整備工事、社協との間のスロープの工事の現況を確認をいた
しまして、概ね3時に帰庁し、散会をいたしました。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わりますが、他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、社会文教常任委員会の報告を終わります。

これで、常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第２ 議案第５６号 平成３０年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉田美好君） 日程第２、議案第５６号、平成３０年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

お諮りします。決算認定の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。したがって、決算認定の質疑は一括質疑といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方は、ページ数と款・項・目・節を指定の上、発言をお願いします。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第５６号、平成３０年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第５６号、平成３０年度美里町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

-----○-----

日程第３ 議案第５７号 平成３０年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

○議長（吉田美好君） 日程第３、議案第５７号、平成３０年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第５７号、平成３０年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第５７号、平成３０年度美里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

-----○-----

日程第４ 議案第５８号 平成３０年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（吉田美好君） 日程第４、議案第５８号、平成３０年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第５８号、平成３０年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第５８号、平成３０年度美里町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定をされました。

-----○-----

日程第５ 議案第５９号 平成３０年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉田美好君） 日程第５、議案第５９号、平成３０年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第５９号、平成３０年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第５９号、平成３０年度美里町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第６ 議案第６０号 平成３０年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉田美好君） 日程第６、議案第６０号、平成３０年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第60号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第60号、平成30年度美里町砦用西部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第7 議案第61号 平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第61号、平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第61号、平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第61号、平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第8 議案第62号 平成30年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定

について

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第62号、平成30年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第62号、平成30年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第62号、平成30年度美里町生活排水特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第9 議案第63号 平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（吉田美好君） 日程第9、議案第63号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案の認定に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案の認定に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第63号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第63号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第10 議案第64号 令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）

○議長（吉田美好君） 日程第10、議案第64号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。したがいまして、補正予算の質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

11番、濱田君。

○11番（濱田憲治君） 議長、11番です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） ページ数でいきますと、18ページの5の環境衛生費、共同墓地復旧支援事業補助金70万ということの計画がございます。この補助金の内容についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

共同墓地復旧支援事業につきましては、県の熊本地震復旧基金交付金事業により実施するもので、集落共有の墓地において、通路や外構、水道施設などの共有部分の復旧に要する経費を支給するものです。墓石の復旧につきましては該当いたしません。補助率は2分の1補助で、上限が1,000万円となっております。

今回、補正予算可決後、補助金交付要項を制定しまして、広報等により広報を行う予定としております。なお、この支援事業につきましては、既に復旧しております箇所につきましても対応が可能となっております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、内容はわかりましたので、今から交付、いろいろなこととお示しができるということですので、既に終わっているところとか、今後取り組まれる地域におかれましては、ありがたいことだなと思っております。

続きまして、２０ページの観光振興費の中の桜の木の伐採手数料２４万５、０００円がございます。古い桜もあるとは思うんですけども、その伐採基準ですかね、そういうことを決めておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ただいまの質問に対して説明いたします。

基準ではございますが、樹齢がですね、５０年から６０年経っている木が主にあります。場所としましてはですね、脇出橋から藤木橋の方面への２０本ほどをですね、伐採をする計画であります。まあ、道路沿いのはですね、台風等ではですね、枝が落ちたとかいうのがですね確認されて、地元の方からですね、苦情というか伐採を行っていただけないかという要望もございました。それに伴って、業者と確認し、通行に支障がある分に対してですね、今回２０本を切るということで了承しました。以上でございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○１１番（濱田憲治君） はい、せっかく大きくなったんですけども、地域の方々の利便性に不自由を来すというようなことですので、致し方ないと思いますけれども、その周辺は桜が非常にもう見事な場所でございますので、植栽をされる予算もつけておられますので、早く育つことを祈るところでございます。

その下の１５の工事請負費、石段募金箱設置工事という５７万円もございまして、これは設置する場所とか、どういうイメージでこの募金の箱ができるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ただいまの質問に対してご説明いたします。

設置場所ではございますが、ちょうど入り口の部分というのが設置する場所にはですね、非常にこう場所がないということで、現在、案内所が正面から右手のほうにございます、音声案内のです。そちらの部分の一カ所にですね、まあ、石のタイルがございまして、その部分を撤去して建てるということになります。で、大きさにつきましてはですね、高さが１メートル６０センチ、幅が４０センチの石をこうインド産の御影石ですけど、それを平物にわいたような状態を立てて、そすとちょうど胸の高さぐらいのところに募金箱を設置し、サイドから鍵付きのボックスを引き抜くというのがちょっとイメージで、まあ石段のこうイメージに損なわないようにですね、御影石を使って設置したいと思っております。

以上で説明を終わります。

○１１番（濱田憲治君） 議長、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） 議長、10番。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第64号について質問いたします。

えっと、最初にですね、12ページですけれども、これは説明があったと思いますが、上段から3番目、産地のパワーアップ事業の補助金というのが222万8,000円出ておりますが、これは歳出のどの事業に該当するのか、それを教えていただければと思っています。

○議長（吉田美好君） 富永経済課長。

○経済課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

産地パワーアップ事業補助金ということで、歳入のほうに222万8,000円計上させていただいております。その分の歳出につきましては、5-1-4の19の農業用機械等導入補助金ということで支出を考えております。ただ、今回、当初予算でですね、元々5-1-4、19農業用機械補助金、農業機械等導入補助金の中にですね、国の補助を使って農業用機械を導入する事業と、町の単独の補助で農業機械を導入するという補助がありまして、元々国の補助がつくつかないかわからないというふうな状況で、当初予算ではですね、国の予算がつかない状況で予算のほうを計上させていただいておりました。その後、申請を行ってですね、国の補助がつかました関係で、その分の予算が国から補助金ということで入ってくることになりましたので、本来ならばその分を削除してですね、また新たに産地パワーアップ事業の補助金を加えることではありますけれども、その分が元々残っているということで、今回歳出のほうにはですね、計上をしておりません。

以上でございます。

○10番（福田秀憲君） はい、わかりました。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 15ページの中ほどなんですけれども、財産管理の中で無線式ピーク電力システム運用手数料というのが73万5,000円が計上されております。これは、デマンド装置が今現在、中央庁舎、砥用庁舎入っておりますけれども、そちらのほうで運用しておりますが、このピーク電力システムというのは、その制御するのは何を制御するのか、ちょっと教えていただければと思いますが。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

今回導入しますシステムは、現在入れておりますシステムのほうが手動でその調整を行っている部分がございます。砥用庁舎におきましても、契約の電力量、これ

をひと月でも上回った場合には、1年間分の電気料に反映してまいりますので、その辺が自動で今回行うようなシステムの導入ということになります。現在、116キロワットという電力量に、砥用庁舎のほうがなっておりまして、それを軽減するためにこのシステムを導入するものでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） これは中央はもうそのまま、砥用庁舎のデマンドの自動で制御するという考えでいいわけですね。中央も一緒にやられるということでしょうか。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

中央庁舎につきましては、効率蓄熱という方式を採用しておりまして、このシステムを適用することが今のところできないというような状況でございますので、手動での対応ということになっております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） えっと、今の説明でわかりましたが、もう1点教えて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

21ページなんですが、民間建築吹付アスベスト含有調査事業補助金といいますか、これが歳入にも出ておりますけれども、ここで歳出出ておりますけれども、どこを対象にこうされるのか、これは民間ということで、建物であるということであれば、相当な数があると思うんですけれども、その特定なところでこれをされるのかを教えて、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 長井建設課長。

○建設課長（長井寿浩君） ご説明いたします。

民間建築物吹付アスベスト含有調査事業補助金ということで、今回50万を計上しておりますけれども、これにつきましては個人の建物に該当するもので、25万円が上限となっております。今回、予算が確保できましたら、今後要項等を制定し、募集等を行いまして、補助金を支出するということになっております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） えっと、ということは、特定なまだ決まってないんですけども、2件ぐらい出るだろうということで50万円を予定しているということですね。わかりました、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第64号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第64号、令和元年度美里町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第65号 令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（吉田美好君） 日程第11、議案第65号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第65号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第65号、令和元年度美里町国民健康保険特別会計補正予

算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第６６号 令和元年度美里町土地取得特別会計補正予算（第１号）

○議長（吉田美好君） 日程第１２、議案第６６号、令和元年度美里町土地取得特別会計補正予算（第１号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第６６号、令和元年度美里町土地取得特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第６６号、令和元年度美里町土地取得特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第６７号 令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（吉田美好君） 日程第１３、議案第６７号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第６７号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、議案第67号、令和元年度美里町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩といたします。再開を11時とします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長(吉田美好君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第14 議案第68号 令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算(第2号)

○議長(吉田美好君) 日程第14、議案第68号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算(第2号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田美好君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田美好君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田美好君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第68号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、議案第68号、令和元年度美里町生活排水特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第69号 令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○議長(吉田美好君) 日程第15、議案第69号、令和元年度美里町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第１号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第６９号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、議案第６９号、令和元年度美里町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１６ 議案第７０号 令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（吉田美好君） 日程第１６、議案第７０号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第７０号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、
原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第70号、令和元年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第71号 小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について

○議長（吉田美好君） 日程第17、議案第71号、小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について議題とします。

内容説明を求めます。宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 議案第71号につきまして、ご説明申し上げます。

小型動力ポンプ積載車購入契約の締結について

次のとおり、小型動力ポンプ積載車購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出 美里町長 上田泰弘

- 1、物品名、小型動力ポンプ積載車10台。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、6,127万円。
- 4、契約の相手方、熊本県熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治。

提案理由でございます。小型動力ポンプ積載車購入に係る物品売買契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

別冊の小型動力ポンプ積載車購入契約説明資料の1ページをお開き願います。

上段に、積載車仕様概要を載せております。

メーカー、トヨタ。

車種、ダイナ ダブルキャブ ロングデッキ 低床。

エンジン、ガソリン 4気筒、1,988cc。

ミッション、5速マニュアルでございます。

下に小型ポンプの仕様概要を付けております。

メーカー、トーハツ。

型式、B-3級。

エンジン、4ストローク 3気筒 水冷 526ccでございます。

2ページをお開き願います。

2ページからは、積載車の仕様書となっております。

2番、車種及びポンプ型式の（2）のところに、乗車定員は8人となっております。

3ページをお開き願います。

3ページの一番下、5番の積載車付属品でございますが、1番、（1）の赤色警告灯から、次のページ、4ページの（25）の二又分岐管まで、積載車の付属品を装備することといたしております。

5ページをお開き願います。

9番、その他の（9）納入期限につきましては、令和2年2月29日といたしております。

6ページから7ページ、ページ数は振っておりませんが、同種モデルを四方から写した写真、そして最後のページにポンプのカタログを付けております。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） 議長、10番。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 議案第71号について、質問をいたします。

ポンプを10台、ポンプ積載車ですか、10台購入されますけれども、この10台の配備あたりはもう計画をされているのかどうか、ちょっと伺いをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮寄総務課長。

○総務課長（宮寄幸仁君） 10台の納入先につきましては、まだ各班と調整中でございます。今後確認をとって、納入班を決めたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 多分ですね、いろいろ話をされて、納得のいくような形になるとは思いますけれども、古い順というかな、そういうのもやっぱり少しはですね、考慮していただければと思います。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第 7 1 号、小型動力ポンプ積載車購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 7 1 号、小型動力ポンプ積載車購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 8 議案第 7 2 号 砥用中学校空調機設置工事請負契約の一部変更について

○議長（吉田美好君） 日程第 1 8、議案第 7 2 号、砥用中学校空調機設置工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） 議案第 7 2 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 7 2 号、砥用中学校空調機設置工事請負契約の一部変更について

次のとおり、砥用中学校空調機設置工事請負契約の一部を変更したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出 美里町長 上田泰弘

1、契約金額、「9,126 万円」を「9,191 万 4,257 円」に変更する。

2、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町栗崎 8 6 番地 1、株式会社トモテック、代表取締役、山本美喜男。

提案理由でございます。砥用中学校空調機設置工事に係る請負変更契約の締結につきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

別添、お配りしております議案第 7 2 号の資料をお開き願います。

添付資料としまして、変更内容の工種、数量を記載しております。

工事の変更内容につきましては、キューピクル設備の既存使用電力の多過が判明

しましたので、当初設計電力「１５０ｋｖａ」を「２００ｋｖａ」まで電力を上げるキューピクル設備の工事が発生しましたので、工事請負契約の金額を変更する必要がありますが生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

変更しますキューピクル結線図は、資料２枚目の朱色で表記いたしております。

以上で、議案第７２号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

議案第７２号、砥用中学校空調機設置工事請負契約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、議案第７２号、砥用中学校空調機設置工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１９ 発議第３号 教職員定数改善と義務教育国庫負担制度２分の１復元を図るための意見書の提出について

○議長（吉田美好君） 日程第１９、発議第３号、教職員定数改善と義務教育国庫負担制度２分の１復元を図るための意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。４番、坂田竜義君。

○４番（坂田竜義君） 説明いたします。

発議第３号、教職員定数改善と義務教育国庫負担制度２分の１復元を図るための意見書の提出について

上記の議案を、下記のとおり美里町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

令和元年９月１０日提出 提出者、美里町議会議員、坂田竜義、賛成者、美里町議会議員、福田秀憲

美里町議会議長 吉田美好様

提案理由でございます。学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びと育ちの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。義務教育国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

このことから、国に対し別紙意見書の提出を提案するものである。

なお、送付先につきましては、先日11日に内閣改造が行われておりまして、若干大臣が変わっておりますので、そこはご了承いただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 以上で、趣旨説明を終わります。

意見書（案）については、議会事務局長に朗読をさせます。倉田議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、次のページをお開きください。

それでは読み上げます。

教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するためには、教材研究や授業準備、児童生徒と向き合う時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。豊かな学びと育ちの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体の改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

豊かな子どもの学びと育ちを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、来年度以後の政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

令和元年9月 美里町議会議長 吉田美好

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財政大臣様

文部科学大臣様

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

発議第3号、教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

よって、発議第3号、教職員定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1復元を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

後日、衆議院議長ほか全6名に意見書を提出いたします。

—————○—————

日程第20 議員派遣の件について

○議長（吉田美好君） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等があった場合、及び次の議会までに新

たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います
が、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定をしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新
たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定をしました。

-----○-----

日程第２１ 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第２２ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（吉田美好君） 日程第２１、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件
について、及び日程第２２、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件に
ついてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

よって、日程第２１及び日程第２２を一括して議題とすることに決定をいたしま
した。

日程第２１及び日程第２２を一括して議題といたします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、
閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のと
おり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第８条の規定により、閉会したいと思います、ご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定をしました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） まずは、令和元年第３回の議会定例会、大変お疲れ様でござい
ました。また、提案させていただきました全ての議案にご賛同いただきまして、誠
にありがとうございます。特に、今回は平成３０年度の決算において、認定を提案

させていただきましたが、全て認定をしていただきまして誠にありがとうございました。監査委員の方々からご指摘も受けました。真摯に対応していきたいと思ひますし、何よりも健全な財政運営にこれからも努めていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様のご理解とそれからご協力をよろしくお願ひを申し上げます。

最後に、台風も心配ですし、まだまだ蒸し暑い日も続きます。どうぞお体にご自愛をいただきますようにご祈念申し上げまして、閉会にあたっての挨拶をさせていただきます。

大変お世話になりました。お疲れ様でした。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、令和元年第3回美里町議会定例会を閉会いたします。

—————○—————

閉会 午前11時24分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名いたします。

美里町議会議長

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 元 年 第 3 回 定 例 会

令和元年 9 月 発行

発行人 美里町議会 議長 吉 田 美 好
編集人 美里町議会 事務局長 倉 田 辰 実
作 成 株式会社 アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電 話 (0964) 46-2111